

平成 23 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 23 年 2 月 24 日（木曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 石橋 源一

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 戸津川 晴美 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

1 番 柳原 清 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

皆さん、おはようございます。

待ちに待った春がやっと感じられるようなきょうこのごろでございます。本日もどうぞ慎重なる御審議を賜りたくお願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において伏谷修一議員及び米澤まき子議員を指名いたします。

---

○議長（石橋源一）

この際、御報告申し上げます。

1 番柳原清議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。これをもって報告を終わります。

---

日程第 2 一般質問

○議長（石橋源一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は、簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力をお願いいたします。

14 番相澤耀司議員の登壇を許します。

（14 番 相澤耀司議員登壇）

○14 番（相澤耀司議員）

私の質問は、中心市街地構想についてお聞きいたします。

仙石線多賀城駅を中心とする中心市街地活性化事業につきまして、市長のお考えをお聞きいたします。

この件につきましては、昨年年第 4 回定例会におきまして板橋議員が一般質問をしているのを初め、多くの議員が何度かお聞きしています。私も過去に何度かお聞きしています。私は、この 10 年間、市民のボランティアで進めましたまちづくり運動にも参加いたしました。そのような中で、現時点での当局の取り組みと今後の計画をお聞きいたします。

平成 10 年に制定されました中心市街地活性化法に基づき構想、作成され、平成 13 年 3 月にまとめ上げられました多賀城市中心市街地活性化基本計画では、「史都多賀城の指針づくりを目指して」とのテーマでございました。多賀城市の中心市街地の大きな売りの一つはロジユマンでした。このマンションは、当局の資料によりますと、今から 29 年前の昭和 57 年、A 棟が完成し、その後、順次ふえ続けまして、F 棟が平成 2 年に完成しております。また、もう一つの大きな目玉の長崎屋は、今から 24 年前の昭和 62 年に開店しております。

ところが、当時、市の最大の中心でした長崎屋が平成 14 年 9 月に閉店いたしました。この間、営業期間は 15 年間でした。長崎屋の閉店によりまして、中心市街地構想は画竜点睛を欠き、この計画は「絵にかいたもち」のようになってしまいました。それでも、市民の皆さんは、何とか中心市街地の活性化を願い、空き家になった長崎屋の落書きを消す運動やロジユマンでの空き店舗活用実験やイベントの開催、また市民バス「ユーアイバス」の運行など、知恵を出し合い、活動を継続いたしました。

また、市民の方の要望の実現を願ひまして、アンケートなども実施いたしました。今、仙石線が新しくなり、駅を中心とするまちづくりにかける市民の思いは、市長がどのようなまちをつくらうとしているのか、当局からの計画の提示をかたずをのんで待っております。当時のアンケートでは、駅を中心に欲しい施設として、生鮮食品店や保育所、診療所、バス乗り場、ゆとりのある駅前の駐車場、コーヒーショップ、映画館等でした。中心市街地活性化基本計画がつくられてから既に10年たち、まちの様子も少子高齢化の時代に突入り、当時若かった方の多いマンショの方も10年から30年近くたち高齢化が目立ち、近くで日常必需品の買い物ができることを願っております。しかし、大型商店の招致は、近くにイオンや仙台新港を中心とする巨大な商店街があるため、非常に難しいのではないかと思います。

少子高齢化が進む中、駅を中心部には対照的な街並みが存続しております。一つは、近代的なマンショを中心とする街、もう一つは、砂押川を挟んで駅の向かい側に存在する八幡の旧市街地でございます。10年前の市街化計画では、この旧市街地が余り話題には上がりません。ロジユマンに新しい住民が住みつき、大型商店の長崎屋が開店した当時は、新しいところに目が行き、旧市街のまちには余り目が行かなかったのではないかと思います。これからの多賀城市の理想的なあり方として、私は新旧とり交えたまちづくりを目指すべきではないかと思います。今後の計画には、ぜひ旧市街も組み入れるべきではないでしょうか。

また、別の方向からのまちづくりのあり方として、まちを立体的にとらえていくべきではないかと思います。私たちは、かつて駅前のイベントを催したときに、砂押川に屋形船を浮かべたときがあります。そのときに私は、川面から見るまちの美しさを知って感動いたしました。一方、旧長崎屋があったとき、エレベーターから駅舎がよく見えました。上から見る駅舎は小さく、汚い屋根があり、恥ずかしい思いをいたしました。このように、私たちはまちの様子を日常的には平面で見ることが多いため、とかくまちづくりにも平面的な発想が優先いたします。まちの中心を川が流れているところは、今の時代ではそう多くありません。例えば、旧市街の八幡のまちと駅前を人優先の人道橋でつなぎ、そこにはちょっとベンチや、川や街並みや駅舎を眺める暖かで穏やかなサンルーム的な空間を設けるなど、工夫をしてはいかがでしょうか。

また、堤防に桜並木を植えるとか、住んでよかったと言える、日本でも数少ない新旧が溶け合った、川を挟んで散策する人を眺めながら会話の弾むまちづくりをお願いしたいと思います。

例えば、お隣の国である韓国でも、新しいまちづくりのために川を道路に変えたことを反省し、再び川を呼び戻した例が紹介されております。まちの中心に川があることのすばらしさをもう一度見直してはいかがでしょうか。

このように申し上げますと、市長は具体的計画は委員会などに諮って進めたいと思います。と答弁されると思います。私にとって今回の一般質問は最後になります。したがって、市当局に質問するとともに、同僚議員の皆様方に御理解をいただき、ぜひすばらしいまちづくりに情熱を傾けていただき、引き続き当局の動きに目を光らせていただきたいことをお願いいたします。

以上で第1回目の質問といたしますが、この12年間、私のつたない質問におつき合いいただきありがとうございます。市長の市街地にかかる思いを答弁でお願いいたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

相澤議員の御質問にお答え申し上げます。

相澤議員におかれましては、3期12年の長きにわたりまして議員活動、大変お疲れさまでございました。これまでいろいろな御提言をいただいたわけでもございまして、本当にいろいろな取り組み、心から敬意を表したいと思っております。また、長い間本当に御苦労さまでしたということで、深く感謝申し上げたいと思っております。

さて、本題に入りますけれども、私の中心市街地整備にかける思いにつきましては、これまでも機会あるごとに御説明申し上げてきましたとおり、多賀城駅周辺に、商業、文化、住居、生活サービスなどの高度な都市機能を集積させ、にぎわいと活気にあふれた魅力的な都市環境を整備することです。そのためにも、JR仙石線連続立体交差事業の完了時期に合わせて、まずは駅北再開発事業の早期実現に尽力してまいりたいと思っております。

次に、南側の長崎屋跡地でございますが、こちらも以前からお伝えしているとおり、駅前にふさわしい民間主導の開発を誘導したいと考えております。そのため、長崎屋跡地の破産管財物件を土地開発公社で一時的に取得するというのも視野に入れながら、目下、破産管財人と最終的な詰めを行っているところでございます。このように、長崎屋跡地につきましては、健全で一体的な民間開発を促進するための諸条件の整備を行っているところでございますので、もうちょっと時間がかかると思っております。そんなに長い時間ではないと思っておりますので、何とぞ御理解をお願いしたいと思います。

さて、相澤議員からは、既存の中心市街地との共存共栄を図るためにも周辺の景観をいかしたいやしの空間づくりという御提言もちょうだいいたしました。もとより、中心市街地の整備におきましては、にぎわいと活気をもたらすための施設整備のほか、そこに住む人、行き交う人々が安らぎを感じ、さらには多賀城のオリジナリティーあふれる魅力を感じていただく環境づくりも非常に重要な要素だと思っております。今般の中心市街地活性化におけるテーマにはまちなか居住の促進、つまりコンパクトシティー構想が欠かせないものではありますが、これを実現するためには、既存市街地との共存、周辺景観との融和を図ることも肝心でございます。したがって、新たなにぎわいの創出という観点から、商業施設の集積を推進しつつ、駅前にあることによってより利便性が向上する福祉や文化等にかかわる施設を充実させるほか、安らぎと触れ合いのある回遊空間としてのイメージを掲げ、より質の高い生活環境の整備を図ってまいりたいと思っております。私自身、そのようなまちづくりへの情熱を持って全力を傾注して取り組んでまいりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

先ほど川を生かしたまちづくりとか立体的にどう見るのか、人道橋、それから桜並木、そんな感じのものも相澤議員おっしゃってございましたけれども、けさの新聞等でおわかりだと思いますけれども、きのう、村井知事から多賀城も景観行政団体になったということで、景観に配慮したまちづくりも当然これからやっていかなければいけないだろうということで、県からそういう団体の指定を受けたことを受けて、今までですと県とか仙台市の指定都市とか中核都市、中核都市というのは宮城県にはないわけでもございますけれども、そういうところは自然と景観行政団体になれたのですけれども、市としては3番目、塩竈市と一緒に認定を受けたということで、市自体でここをこういうふうにしたいという思いをつくることのできるわけでもございますから、中心にどういうものがあるのか、どういう景観に配慮しなければいけないかということもいろいろ御相談しながら、いろいろな団体の方

の意見を聞きながら、まちづくりを進めていきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

なお、一層今後とも御支援いただくように心からお願い申し上げまして、私からの答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

相澤議員。

○14番（相澤耀司議員）

丁寧な御回答ありがとうございます。

市長の答弁に、景観行政団体、県内で3番目、非常におめでとうございます。ぜひ、これを一つの弾みにして、皆さんの思いを駅前の開発に傾けていただければと思います。

別な例で申し上げますと、例えば砂押川の南側で桜木の「びっくり市」から念仏橋までの間に、両方に歩道はあるんですけども、歩道があって、当時、真っ暗だったんです。それで、私たち公明党市議団で東土木事務所に行って、あそこ真っ暗でとても怖い歩道なので何とか街灯をつけてほしいということをお願いに行ったんです。そうしたら、堤防には河川法というのがあって、堤防にそういうものはつけられないんだと最初は断られたんです。ところが、やはりあそこは真っ暗で、学生さんなんか夜遅く帰っていくと気味悪い、あと酔っぱらって寝ころんでいる人をわからないで自転車で踏みつけたりしたとか、そういう事例があったということで、何とかして、そういう事例等を並べて、何回か陳情いたしましたところ、歩道の下に県道が走っているということで、県道の道路照明灯という名目でつけましようということで、その道路照明灯を高くして、道路と歩道両方明るくなったという事例があるんです。おかげさまで非常に明るいということで皆さん喜んでくださっているんですけども。

かつて、我々の先輩議員であった安孫子議員が砂押川の堤防に柳の木を植えてはという質問をしたことがあったんですが、やはりそのときも河川法でできないという返答だったんです。議事録を見ますと。ですから、桜並木ということを提案しますと必ず河川法というのが出てくるんですけども、そこは工夫しだいで。要するに、憩いの場、人造的な、韓国の例をお示ししましたように、人造的な美だけはもう時代おくれではないかと思うんです。ましてや東北にこれから光が当たってくる時代ですから、自然を上手に生かした憩いの場というものは多くの市民が持っているところだと思いますので、ぜひその辺のところも工夫して取り入れていただければありがたいと思います。御回答は結構です。どこかに入れていただければありがたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（石橋源一）

回答はよろしいですね。（「はい」の声あり）

次、10番藤原益栄議員の登壇を許します。

（10番 藤原益栄議員登壇）

○10番（藤原益栄議員）

私の質問は、4点でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず初めに、昨年末に出されました指定管理に関する総務省の通知及び新年の片山総務大臣の会見をどのように受けとめているのか、市長及び教育長に伺いたいと思います。

御存じのとおり、昨年 12 月 28 日に「指定管理者制度の運用について」と題しまして総務省自治行政局長名で通知が出されました。これは、地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づく助言という性格を持っています。また、その趣旨について本年 1 月 5 日に片山総務大臣が記者会見を行ってごいます。ここでは記者会見の内容を紹介しながら、市長、教育長の所見を伺いたいと思います。時間の都合上、抜粋させていただきたいと思います。

まず、本通知の趣旨につきまして、次のように申し上げます。

年末に出しました通知は、いわば指定管理者制度をめぐる誤解とか理解不足とか、こういうものを解いていこうという趣旨なのです。何か指定管理者制度が導入されてから今日までの自治体のこの制度の利用の状況を見てみますと、コストカットのツールとして使ってきたくらいがあります。指定管理者制度というのは、一番のねらいは、行政サービスの質の向上にあるはずなのです。ところが、そっちの方よりもむしろ外注することによって、アウトソースすることによって、コストをいかにカットするかというところに力点が置かれてきたような印象を持っております。

このように述べております。そして、大量に官製ワーキングプアを生み出したことについて、次のようにも申し上げます。

もう一つの認識は、結果として官製ワーキングプアというものを随分生んでしまっているというそういうことがありますので、それに対する懸念も示して、少し見直してもらいたいなというそういう気持ちもあってお出ししたわけです。自治体は地元の企業の皆さんに対しては正規社員をふやしてくださいということをよく働きかけるのですよ。当然ですよ。けれども、当の自治体がみずから内部では非正規化をどんどん進めて、なおかつアウトソースを通じて官製ワーキングプアを大量につくってしまったという、そのやはり自覚と反省は必要だろうと私は思います。そういう問題提起の意味も含めて見直しをしたということです。

このように述べておきまして、最後に、総務省がかつて出しました集中改革プランは法的根拠がないということをおきのように述べております。

これは、ですから指定管理者制度についての理解を本当の理解を深めていただきたいという通知と、それからもう一つは、集中改革プランという法的根拠のない仕組みを全国に強いてきたという、これの解除ですね。以前進めてきた集中改革プランにとられることなく、自治体では業務と職員とのバランスはみずから考えて、これから定数管理などをやっていただきたいこと、この二つであります。

以上のように片山大臣は述べております。これらについて市長はどのように受けとめたのか、御回答をいただきたいと思います。

次に、教育長に伺います。片山総務大臣は同会見の中で次のようにも述べております。

特に私などが懸念していますのは、本来指定管理になじまないような施設についてまで指定管理の波が押し寄せてあらわれてしまっている、そういうことを懸念していたものですから、改めてその誤解を解いたり本来の趣旨、目的を理解していただくために出したわけです。具体的にどうということかという、例えば公立図書館とか、まして学校図書館などは、指定管理になじまないと私は思うのです。やはり行政がきちっと直営でスタッフを配置して運営すべきだと私なんかは思うのです。私が鳥取県知事の時もそうしてきました。だけど、じゃあそれが法律に書いてあるかという、必ずしもそうではない。あとは

良識とか常識とか、リーガルマインドとかですね、そういう世界に入るのだと思うのですけれども、そういうものを喚起したいと思って出したわけであります。

私は以上の記者会見を読みまして、これは多賀城のために出されたのではないかと思いました。本市は少数精鋭等と言って、さらに定員を減らそうとしています。しかも、すべての保育所や社会教育施設、とりわけ片山大臣が触れております図書館等までアウトソーシングしようとしておりまして、一部手直しが始まったとはいえ、アウトソーシングの件費は290万円と見ている緊急再生戦略構築のための取り組み指針にまだ固執しております。市長、教育長は、この片山大臣の会見をどのように受けとめたのか、御回答をいただきたいと思えます。

次に、水道事業資本費平準化債についてのこれまでの当局説明について、市長はどのようにお感じかということをお伺いしたいと思います。

この問題を振り返ってみますと、まず水道事業に資本費平準化債があるか否かから議論が出発いたしました。間もなく、あるということが判明いたしました。次に、水道当局が平準化債を使えない理由として持ち出しましたのは、平準化債の償還期限は10年間なので使っても意味がないというものでありました。これも、総務省への問い合わせによって、耐用年数の範囲内で経営者が判断すべきものだという回答が届きまして、決着がついてございます。平準化債を使わない三つ目の論点としましては、下水道資本費平準化債には交付税措置があるが水道の平準化債には交付税措置がないというものであります。しかし、これも、平準化債に交付税措置があるかないかという問題ではなく、もともと下水道の元金償還に交付税措置があり、平準化債を使った際に、その半額が一たん減額され、平準化債償還の際に減らされた分が措置されるものであること、水道の場合にはもともと交付税措置がないために平準化債償還の際にも当然交付税措置がないだけの問題であること等が判明いたしまして、水道当局もこの点については認めまして、今日では平準化債を使わない理由には挙げておりません。

なお、この点につきまして、いまだに一部同僚議員の中に誤解があるようでございますので、ぜひ誤解を解いていただくようお願いしたいと思います。

なお、これら以外にも資本費平準化債を使えないさまざまな理由を挙げてまいりました。そして、問題はここからでございます。

平準化債を使わないという四つ目の論点は、21年度から22年度にかけて平準化債の適用がより厳しくなったというものでございます。根拠として、水道当局は、政府の基準に関する文書の中に元金償還が減価償却費を著しく超え、この「著しく超え」というのが入ったことを挙げておりました。これに対しては私は、従来二つあった文書が一つに統一されたためにそうなたただけのことで実質的には何も変わっていないと主張いたしまして、再度総務省に問い合わせをするように求めてまいりました。その結果が12月議会の補正予算特別委員会で報告されたわけであります。それによりますと、21年度から22年度にかけて厳しくなったのは、「生じる見込みがある」ということが削除されただけであることが判明いたしました。既に本市では元金償還額が減価償却額を超えておりますから、この箇所は本市には全く関係がありません。22年度に条件が厳しくなったというのは全くの誤解であったということも判明いたしました。

ただいまの誤解とも関連いたしますが、平準化債は使えないという五つ目の論点として、黒字のときには使えないとか資金があるときには使えないとか値上げのときにしか使えないというようなことも言ってまいりました。これは、水道当局の全くの主観的判断が、あたかも制度であるかのよう、意図的かどうかわかりませんが、説明をしてきたものでござ



ざいます。総務省からの回答は、これらもことごとく誤解であったことを明白にいたしました。回答文書は次のように言っています。

経営上の収支に著しい影響が生じている場合の判断基準については、支障となるべき指数等について明確な判断基準はない。つまり、減価償却額を超えている元金償還について平準化債を使えるのだという以外には具体的な指数は何らない。

だから、黒字のときには使えないとか資金があるときには使えないとか値上げのときにしか使えないとか、そういうことは一切ないということがこの回答で明らかになったわけがあります。

さらに、次のようにも言っております。

元金償還が減価償却費を上回っていることにおいては、多少であれ、何らかの影響は生じていると思われる。これが著しい影響であるかどうかは自治体、事業体の判断によるものである。

つまり、元金償還額が減価償却費を上回っていること自体が既に経営に影響を与えていると見るべきなんだと総務省は考えているということです。ですから、平準化債の適用基準には、それ以上の何らの条件がつけられていないのであります。

こうして、平準化債に関する水道当局の主張は、ことごとく否定されました。問題は、平準化債がこういう制度であることは早い段階からわかっており、我々は水道当局の説明は誤りだということ指摘したということでもあります。なぜ誤った認識にこれほど固執する結果になったのか。それは、平準化債について検討する前に料金改定案をつくり、平準化債の存在がわかってからも、それを押し通そうとしたからであります。こうして、議会に正確な説明をするに至るまで1年を要したというわけであります。これは、行政マンとしてその姿勢が問われる問題であると私は考えております。市長は一連の事態をどのように認識されているのか、見解を求めるものであります。

質問の3点目は、多賀城市の財政の問題についてでございます。

その(1)、本市の経常収支比率の高さの原因をどのように見ているのかという問題であります。本市の財政状況を県内の他市と比較してみますと、仙台市を除く県内12市の中で多賀城市は総じて財政指数は悪くありません。12市中、人口6万2,668人は第7位でありまして、その中で、市税、21年度決算ですが、78億1,944万円は第4位、市民1人当たりの市税収入は、岩沼市、名取市に次いで第3位となっております。また財政力指数も0.7で3位。一方、1人当たりの市債残高は12市中、第10位となっております。ところが、こうした良好な財政指数が並ぶ中で、なぜか経常収支比率だけは異常に高く99.8ですが、県内で一番高い数字となっております。重要な指標ではないのではないかという意見もあるようですが、これは経常的に入ってくる一般財源がほとんど経常的経費で消えているということを意味しておりまして、私はそれほど軽視できないと考えております。なぜほかの財政指標については良好であるにもかかわらず、この経常収支比率だけが高くなっているのか、市当局としてはどのように分析をされているのか、御回答をいただきたいと思っております。

次に、(2)の補助金と書いておりますが、国庫支出金と読みかえていただきたいと思っております。国庫支出金の一般財源化が経常収支比率を高めている一つの要因ではないかと思っております。それについての御回答をいただきたいと思っております。

例えば児童扶養手当は、かつて県の事業でありましたが、平成14年度から市に移管されてございます。23年度の支出は2億7,484万円ですが、そのうち国庫負担金として来ている

ものは3分の1の9,161万円しかありません。あとは交付税の基準財政需要額に算定されていると政府は言っておりますが、たとえそうであっても、本市の財政力は0.7でありますので、実額としてはその0.3しか来ていません。結局、この児童扶養手当だけで1億2,826万円の持ち出しになっていることになるわけでありまして、私立保育所への国庫負担金2億2,096万円が一般財源化されました。2億2,096万円というのは23年度の予算ですが、これは16年度から一般財源化されまして、同様に計算をいたしますと、市の持ち出しは1億5,467万円になります。また、本来地方交付税で措置されるべき金額の一部が臨時財政対策債に置きかえられてまいりまして、本市の22年度末の残高は62億円になります。23年度の返済額は3億3,723万円でありまして、これが全額交付税措置されているとしても、持ち出し分は2億3,606万円になります。子ども手当の支出は13億8,641万円、23年度支出ですが、国からの交付は11億792万円、県経由のものが1億3,689万円でありまして、差額は1億3,761万円、恐らくこれが市の持ち出しになっていると想定されます。

以上だけを合計いたしまして、国の制度変更に伴う市の持ち出し分は、実に6億数千万円に達するわけでありまして。私は、本市の経常収支比率を押し上げている一つの要因に、この制度変更に伴う市の持ち出し増、国庫支出金の一般財源化があるのではないかと思います。市の認識を問いたいと思います。そして、そうであるとするならば、こうしたやり方はやめるように国に強く主張すべきだと思いますが、市長の見解を求めるものであります。

(3)、現制度下では、「力」は「化」ではなくて「下」でございました、現制度下では、たとえ企業誘致に成功しても財政的に好転しないのではないかと。私は、平成21年度決算の多賀城市と塩竈市の決算カードを比較してみました。本市は塩竈より市税収入は16億円多くなっております。一方、地方交付税は塩竈市の方が30億円多くなっております。こういう調整措置がなされておられるわけでありまして。したがって、こういう財政制度下の中で、一般財源を投入してまで企業誘致に熱心に取り組む必要はないのではないかと。この間の財政指標等の比較を見ておりました。感じたわけでありまして、市長の見解を求めるものであります。

四つ目の質問は、太陽の家の運営形態についてでございます。

太陽の家は、御承知のとおり、昭和50年度から事業が始まりまして、平成10年度には現在の建物になりまして、事業を続けております。事業が始まってから36年がたとうとしてございます。この太陽の家については、年間の運営費が1億円かかっていると言われてございます。私どもは、平成10年に現在の建物に新築をするときに、従来の実践きちんと検証すべきだ、その上で建物を考えるべきではないかという意見を言っておりました。しかし、従来の実践が検証されないままに、従来の考え方を、規模を大きくするということが今の太陽の家がつけられた。そういう意味では、私どもは見切り発車であったと考えてございます。

こうした中で、1億円の費用をすべて多賀城市が負担しているわけでありまして、それが果たして望ましい運営形態なのかどうか。これは検討を要するのではないかと。というのが私の質問の主旨でございます。この問題については、既に同僚の議員、具体的に言いますと根本議員からも検討が必要ではないかという提案がなされておりますが、私もその点については同意見でございます。この点について当局としてはどのような検討をなされているのか御回答をいただきまして、最初の質問とさせていただきます。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長 (菊地健次郎)

藤原議員からの御質問にお答えいたします。

この御質問のうち指定管理者制度の運用に関する 2 点目の片山総務大臣の記者会見の発言を教育長はどのように受けとめたかという御質問については教育長から、また水道事業に関する 2 点目の料金はもっと下げられたし下げるべきだとの御質問については水道事業管理者から答弁させます。私からは、それ以外の御質問についてまとめてお答えいたしたいと思えます。

まず初めに、指定管理者の運用に関する通知についての 1 点目の御質問について御回答を申し上げます。

指定管理者制度は、多様化する行政ニーズをより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間が有する知識、人材、技術等の資源を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに経費の削減を図ることを目的として平成 15 年に創設された制度であります。

片山総務大臣の記者会見における発言につきましては、指定管理者制度をめぐる誤解や理解不足の是正を促すものであり、制度の趣旨、目的を理解されたいという内容であると認識をしております。

本市のこれまでの取り組みにおいても、国がつくった制度を最大限に活用し、効果的・効率的な運営により市民サービスの向上を図ることを主眼とした結果、コスト削減につながったもので、御質問の内容のようなコストカットのツールや官製ワーキングブアを生んだとは考えておりません。

また、指定管理者の人材雇用の確保と安定的な運営を可能にするため、今年度から指定管理期間を 3 年から 5 年に延長し、指定管理者の経営能力が効果的に発揮されるよう改善いたしました。

今後の指定管理者制度導入後の施設の運営につきましても、これまでどおり市民サービスの向上に意を配し、維持管理の状況、目的にかなった管理運営がなされているか、提供サービスの質・量・内容の向上が図られているかを把握・測定するため、モニタリングの実施に力を入れてまいります。

次に、水道事業についての御質問ですが、市当局の従来の説明は、これまでに水道事業管理者が何度も説明したとおり、水道事業における資本費平準化債については制度を活用した自治体、事業体もなく、制度の詳細については明確となっていない部分もあったことから、宮城県市町村課への照会や国の制度担当部署への照会を行いながら、その回答に基づき説明を行ってきたものでございます。したがって、管理者が議会に不正確な説明をしてきたとの見解は持っておりません。

それから、このことをお話し申し上げていなかったのではないかと思いますけれども、通告にはありますので、「管理者は廃止すべきだと考えるが」ということでお話し申し上げたいと思えます。

次に、管理者は廃止すべきではないかとの御質問でございますが、水道事業管理者の設置につきましては、平成 20 年第 1 回定例会においてその理由を説明申し上げます。本市職員の大量退職期を迎え、人事の流動化が避けられない環境のもとでは、一般職としてその体制整備は困難であり、じっくりと腰を据え、先見性を発揮して将来計画を立てられる有

利性は特別職に限定されるものと思われます。このことから、水道事業管理者を置き、自己決定・自己責任の原則に沿った経営、意思決定の適時性・迅速性の向上、水道事業の専門的把握と企業会計の経営性向上を目指すこととしたものでございます。今後においても、合理的・能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を評価し、責任体制を確立する必要があることから、独自の権限を有する選任の管理者を設置し、社会変化やさまざまな情勢を踏まえて一步先んじて今後とも事に当たる必要があると考えておりますので、管理者を廃止する考えはございません。

次に、本市の経常収支比率についての御質問でございますが、御指摘のように、近年における本市の経常収支比率は高い水準で推移しており、平成 21 年度では、過去最高水準であった 100.3%ほどではなかったものの、過去 3 番目に高い水準となる 99.8%となり、今後の推移が憂慮されるところでございます。

さて、御質問の本市の経常収支比率の高さの原因についてでございますが、経常経費となる扶助費、公債費などの義務的経費の増加も大きく関係しているものと考えておりますが、類似団体等と比較してみますと、経常経費に占める他会計、特に下水道事業特別会計への繰出金の割合が際立って大きいことから、これらが本市の経常収支比率を押し上げている主な要因になっているのではないかと考えております。

次に、補助金の一般財源化は財政力の高い自治体ほど苦しむシステムであり反対の声を上げるべきではないかとの御質問にお答えいたします。

御指摘のありました国庫補助・負担金の一般財源化につきましては、全国市長会において、地方分権の理念に沿った国と地方の役割分担の再整理・明確化を行った上で一般財源化等をし、その際には税財源措置を必ず講じること並びに地方への一方的な負担転嫁など地方の自由度の拡大につながらない一般財源化などは断じて行わないことを昨年 6 月 29 日付で全国会議員並びに関係省庁等に対して提言し、その実現について要請を行ったところでございます。また、これと同時に、自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財源保証と財源調整の機能を強化することなどについても、あわせて要請を行っております。

次に、企業誘致と財政とのかかわりについてですが、企業進出による固定資産税や法人市民税等の税収は地方財政制度との関係から言えば直ちに純増とはならないものの、自主財源の確保策としては有用であると認識しております。また、新たな雇用が発生し、生産年齢人口の割合が高まるといった効果のほか、企業進出に伴う飲食業やサービス業の売り上げ増大など、多方面にわたる経済波及効果も期待できます。このように、企業誘致は一つの側面だけでなく地域経済全体の量的・質的向上に大きく貢献できるものと考えております。

一方、目下の経済市況において、企業はその生き残りをかけ、効果的で効率的な経営を目指して生産拠点の集約を活発化しております。ことし 4 月に大和リサーチパークで稼働予定の東京エレクトロン宮城株式会社は、まさにその好事例で、既存の松島事業所の機能移転を伴いながら、開発から製造までの拠点集約が行われました。本市の既存企業の中にも拡大移転や建てかえを検討しているところがございます。企業のスピードは非常に早く、工場移転の決断がなされた段階で動き出したのでは手おくれとなり、既存企業の流出を防ぐことはできません。我々が目指す工業団地化構想は、新たな企業の進出を望むだけでなく、これまで多賀城市の経済を支えてきた既存企業の流出を防止する目的もあるわけでございます。将来に続く活気と活力に満ちあふれた多賀城の実現のために、工業団地化構想はぜひとも必要な施策であることを御理解願いたいと思います。

次に、太陽の家の運営形態についての御質問でございますが、これまで太陽の家では健常児とのかかわりを通して障害児の発達を促す療育指導を行い、健常児には自然な形で思いやりの心がめばえ育つよう保育を実施してまいりました。このこと自体、今日のノーマライゼーションの理念を具現化する取り組みの先駆けとしても一定の理解が深められてきたものと思っております。

近年、障害児に対する療育指導のあり方については、障害の内容や保護者の考え方が変化してきているとともに、保育所や幼稚園等の地域資源での障害児保育への取り組みが進むなどの変化があらわれております。このような中、太陽の家においては、健常児の通所希望者が年々減少する半面、個別的な指導を必要とする発達障害児の増加、それに対する療育の変化、またいわゆる「気になる子」の相談、早期指導の重要性などの課題も見えてきているなど、太陽の家に新たな役割を求める声が多く聞かれるようになっております。

したがって、現状の運営形態をそのまま継続するのではなく、国の障害児施策の制度設計を見きわめながら検討していく必要があると考えております。これらについては、現在、担当部署の関係職員により、障害児の療育と運営形態の両面から議論しているところでありますが、その方向性については、障害児の療育、相談等の拠点となる施設として位置づけていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育委員会教育長 菊地昭吾登壇）

○教育委員会教育長（菊地昭吾）

片山総務大臣の記者会見の発言を教育長はどう受けとめたかという御質問については、御指名でございますので、私の方からお答えを申し上げます。

例えば「公立図書館は指定管理になじまない、行政が直営で運営すべき」という大臣の発言は、総務省のホームページで公開している範囲で目を通しておいて、重要な提起であると受けとめております。現段階で、まだ市立図書館の運営改革に関しましては具体的な検討には着手しておりませんが、今後の検討に当たっては十分留意が必要であると考えております。

以上であります。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

質問はなかったわけでございますけれども、通告がありましたので、水道料金を下げるべきという質問については私からお答えさせていただきたいと思っております。

さきに審議いただきました水道事業会計補正予算におきまして当年度純利益が2億4,388万9,000円となる見込みになったことから、料金の引き下げを行うべきだろうということだと思います。これもさきの平成22年第4回定例会一般質問で市長が佐藤恵子議員の質問にお答えしたとおり、現在の料金は適用期間を平成22年度から平成26年度までの5年間

とし、財政収支見込みを立てているものでございます。確かに単年度による当年度純利益の見込みは、当初予算及び料金改定における財政収支見込みからはともに増加となっておりますが、今後においても予想される水需要が不透明の中において老朽施設の更新、さらには災害に備えた耐震化等を計画的に行っていくためには、料金算定期間の動向を見きわめる必要があると思われますので、現時点では料金の引き下げを判断することはできないと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

まず、最初の質問ですが、片山大臣の記者会見の受けとめの問題です。まず、市長の回答についてなんですが、会見で言っている、往々にして指定管理者がコスト削減のツールとして使われてきた、ワーキングプアを大量に生み出してきた、それに対する反省が必要ではないかといったことについては、多賀城はそんなことはないというような答弁でしたね。そういうことだったんですが、だったら、緊急再生戦略構築のための取り組み指針は正式に取り消して、もう一回作り直ししなければいけないんじゃないですか。

例えばワーキングプアの問題について、多賀城体育館のスポーツクラブの給与について大きな問題になりました。これは私どもだけでなく、ほかの会派の皆さん方も言うようになったんです。当局の方も教育委員会の方も、それは問題だというふうな認識に達したんです。ところが、緊急再生戦略構築のための取り組み指針では、どのように書いてあるのか。これは皆さんが出した文書だから篤と頭に入っていると思うんですが、図書館を民間にゆだねて、給料は290万円になる。志引保育所、桜木保育所、あかね保育所、子育てサポートセンター、笠神保育所、桜木保育所、これらを委託して給料は290万円になる。こういうことを堂々と書いているんです。私は、片山大臣の提起をまじめに受けとめている回答とは思えない、今の市長の答弁は、多賀城はそんなことはなかったと言うのだったら、私は取り組み指針は一たん引っ込めて、もう一回作り直さなければいけないと思います。ところが、議会で市長公室長は何と答えているか。「いや、これはいまだに生きているんだ」と言って頑張るわけです。そういう答弁をするから、私はわざわざ片山大臣はこう言っているだよ、どうなんですかと市長に聞いているんです。だから、その点について、誤解に基づく行き過ぎがなかったのかどうか、私はそれは振り返ってみる必要があると思います。これまで市が出してきた文書との関連で、そういう趣旨で伺ったので、再度答弁をお願いしたいと思います。

それから、教育長の回答ですが、これはそういう答弁にならないといけないと思うんです。まだ決めていないと言うけれども、一たんはやろうとしたわけだ、図書館を民営にゆだねようとしたわけです、一たんは。いろいろ批判して、現時点においてはまだ図書館については決めていないということです。教育長がそういう答弁しながら、別な人は「いや、やるんだ」と言ったりもしているけれども。この片山大臣の答弁を受けて真摯に受けとめたようなので、教育長以外の方が「民営化するんだ」なんて言うことはないと思いますけれども、その辺、確認しておきたいと思います。

それから、資本費平準化債についてですけれども、これも不正確な説明はやったことがないという話……。不正確な説明はなかったということですか。私は、これも驚きですね。何で資本費平準化債一つを正確に議会に説明するのに1年もかかるんですか。結局1年かかったんですよ、まともに議会に説明するのに。さっき私言ったけれども、あるかないかから始まって、償還期限が10年かどうかから始まって。それから、交付税措置があるかないか、そういう議論もやりました。それから、黒字のときは使えない、資金があれば使え

ない、料金の値上げのときしか使えない、そういう説明をずっとやってきたんです。それを、もう一回聞きなさいと、ようやく聞いて、あの12月の回答が来たんです。私は、1年もかかって訂正するような中身じゃないと思います、これは。1週間もあれば全部わかることですよ、こんなの。1カ月くらいかかるかな、県を通して聞くと。何で12カ月もかかるんですか、正確な説明に至るまで。それを市長が是認するのがおかしいと思います。こんな説明態度でいいと思っているんですか、議会に対して。そこを私は問いたいんです。再度、回答ください。

それから、料金は値下げできないと。非常に水道当局かたくななので、私は水道当局の答弁求めないです、市長から聞きたい。市長の回答を聞きたい。もう料金改定時から比べたって随分差が出ている。私は下げられるんじゃないかという点について市長から答弁をいただきたいと思います。

それから、平準化債については、私は水道料金を下げる、下げないにかかわらず、これは使うべきだと思います。市長はどういうふうに考えているのか、御回答ください。

それから、管理者、年間の給与は幾らでしたか。たしか部長と同じ程度の給与でやるということでしたね。私は、管理者は多賀城には要らないのではないかと。私らだけではなかったはずですよ、たしか7人くらいが議会で反対しています。だから、結構拮抗した状況で可決されたんですよ、あれは。平成23年度というのは市制施行40周年でもあるし、第五次長期計画初年度でもあるし、一つの区切りでもあるから、私はこれまでの管理者のもとでの水道事業を見た上で今後も引き続き本当に管理者が必要かどうかというのは市長はもう少し考えるべきだと思うんですけれども、再度回答をいただきたいと思います。

それから、三つ目の財政問題についてなんですが、本市の経常収支比率の問題、下水道が大きいと言っていましたね。それは小さくはないですよ。ただ、汚水について言うと、汚水の元金の料金算入割合が一般会計を超えていますから、私は料金引き上げの余地はないと思っているんですが、その辺については市長はどんなふうに考えているのか、御回答いただきたいと思います。ちなみに言うと、この取り組み指針では下水道料金は上げると言っていますから、その辺について御回答をいただきたいと思います。

それから、国庫支出金の一般財源化については、これは全国市長会等でも頑張っているということだったんですが、これが多賀城市の財政に非常に大きな影響を及ぼしているのではないかと、特に財政力指数が高いところほど大変になる仕組みではないかということについて、再度御回答をいただきたいと思います。

企業誘致は、また議論しましょう。

4、太陽の家については、問題意識がこの点については共有しているようですので、ほかの議員の方からも質問がありましたけれども、ただいまの回答の方向で御検討をいただければと思います。

御回答、よろしくをお願いします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

なんかいっぱい質問受けたものですから、私、メモをとるの、とれなかったところもちょっとあるので、もし欠けていた部分ありましたら後でもう一回御質問いただきたいと思います。

最初に、片山大臣からの発言の関係でございますけれども、指定管理者の関係でございますけれども、緊急再生戦略の取り組み指針、これはその当時の実態を反映した試算値となっているわけで、それが290万円という数値になったものだと思っております。あの当時からもう何年たつかな。5年近くたつね。実態とはちょっとかけ離れてきているのではないかと。ただ、体育館の給料、また今度の文化センターの給料等、議会の方でもいろいろあったわけでございますけれども、再生戦略の取り組み指針の当時と今の実態が少しずつ合っただけでなくなったというところもあるいはあるのかなというふうに思いますので、これはもう一度振り返ってみる必要は当然あるかと思っておりますので、私自身、もう一度読み直したいと思っております。

それから、平準化債の関係でございますけれども、議会に不正確な説明は私自身、管理者を当然信じて任せているわけでございますから、管理者が一生懸命やってくれたと思っております、不正確な説明は私はなかったものと思っております。少し時間がかかったことは否めない事実だとは思っておりますけれども、そういう意味で、水道事業管理者に任せてあるわけでございますから、私自身、彼に任せたとということでございます。

それから、料金の値下げでございますけれども、先ほど管理者からも答弁ありましたとおり、地震対策あるいはこれからのいろいろなところの水道管を直したり、そういうやらなければならない部分がいっぱいあるわけでございまして、1回2億何千万円かの純利益を出したから、じゃあすぐ値下げするかというと、そういうわけには恐らく将来を考えますといかないだろうと思っております。

それから、平準化債を使うべきだということでございますけれども、これは全国の例を見てもまだ水道に関しては平準化債を使った事例もないということで、下水道の場合には確かに藤原議員等のあの当時、皆さんからのいろいろな御指摘がございまして、あの際は下水道には平準化債を使うべきだということで私、方向転換を図ったということがございました。あのこと自体は私はよかったのではないかと思いますけれども、今、水道に平準化債を使うべきではないかという御意見には、ちょっと従えないのではないかと思います。

それから、管理者が必要かどうかということは、私が提案したわけでございますから、私は必要だと思いますし、それこそこれから平準化債の問題もこれからの問題として出てくるわけでございますから、今後なおさら必要になってくるものだと私は思います。

それから、下水道特別会計が一番大きくかかっているということで、3番目の経常収支比率の問題でございますけれども、これは汚水ではなくて雨水の方の公債費が……。当然汚水の場合ですと料金をいただいているわけですが、雨水の関係が特別に下水道特別会計に大きく反映しているというのが要因だと思っております。

それから……。その後がちょっとわからなかったね。市長公室長の方から答えさせます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

財政力指数が高いところが一般財源化になればなるほど大変ではないかというような質問だったと思います。これにつきましては多分地方交付税との絡みでの御質問だと思うんで



すが、藤原議員の方からは、一般財源化された場合には多賀城市の方には経費の3割程度くらいしか来ないだろうというようなことだったと思います。これにつきましては、従前、多賀城市においては地方交付税の算定の需要額の中に、経常的な需要額のほかに新たに補助金等から一般財源化されたものが出てまいります。それについては新たに基準財政需要額の中に追加されたということで、その部分が来ているんだという解釈をさせていただきます。ただ、先ほど市長の方から答弁にもありましたとおり、一般財源化された金額がきちんと来ているかどうかというのが非常に見えにくいのが現状でございますので、その辺が全国の地方公共団体が国の方に対して要望しているのは、きちんとわかるように交付税総額をきちんと増額してくれと、そういうふうな要望をしているということで先ほど回答したとおりでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

一つ目の指定管理者に関する片山大臣の記者会見の受けとめについて、これは市長、教育長ともに真摯に受けとめて振り返ってみるということだったと思うので、これはこれでよししたいと思います。

それから、水道についてなんです、一つは、資本費平準化債の説明についてなんですけれども、不正確な説明はなかったとは言いながら、時間がかかったとも言っているね。だから、正確な説明になるまで時間がかかったということは、正確な説明になるまで不正確な説明だったということなんです、これは。だから、1年もかかるような問題じゃないよと、これは。市長は、あの程度の問題を1年もかけてようやく是正するのを是認するのかということ、部下に対して。私はとっても承服できない。みんなが誤解していたんじゃないですよ。みんなが誤解して、ああ、そうだ、そうだ、水道の言うとおりでいいと思っていないんだよ。それ間違いだから総務省に聞きなさいと何回も何回も言って、最後に「聞くのが怖いのか」と言われて、ようやく聞いたんです。私は、指摘されて是正するのに1年もかかるようなことは、市長は是認すべきでないと思いますよ、こういう説明態度は。それが1点。

それから、水道料金を値下げできない理由をあれこれ言っているけれども、これも既に論破済みなんです。論破済みというか、地震対策があるとか、それから施設の入替えが必要だとか、そういうことを言うでしょう。それは水道当局も言うわけ。けれども、水道料金の改定のときに既にそういう必要な経費は全部盛り込んでいるんですよ、4条の予算の中に。もしそうでなかったとしたら、出した資料がおかしいということになるんです。もう一つ別個に別な投資計画を持っているということになるんですよ、それ以外にあるんだしたら。そんなことはないでしょう。あの説明は、必要だと思われる事業はすべて盛り込まれているんです。だから、この段になって、あれもあるから、これもあるから下げられないというのは、理屈として成り立たないんです。そうすると、この黒字幅から見てどうなのかということにしかならないんです、料金問題は。

1回だけ2億4,000万円も出したと言うけれども、1回だけではないですよ。平成13年から値上げして、ずっと2億前後の黒字を続けてきたんですから。トータル22億円なんですから、累積黒字は。1回だけではないんだから。去年の4月に下げたけれども、月額わずか150円、1世帯当たり、総額3,000万円下げただけでお茶を濁したわけだ。それでやっぱり2億4,000万円も黒字になっているということなんです。だから私は下げるのが当たり前だと思うんですけど、これも市長にお聞きしたいと思います。

それから、管理者については、市長が提案したのはわかります。みんなわかっている、それは。けれども、あのときにもいろいろ議論になった、多賀城が今大きな水道の事業を何か抱えているとかそういうこともない。管理者を置いているのは30万とか40万とか50万という大都市だ、6万都市ぐらいで置いている例はないということで、7人ぐらいの議員がああとき既に反対しているわけです。だから私は、これはもう一回市長は考えてみるべきだと思うんですけども、市長、聞いている、どうですか。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の水道管理者の説明が1年近く延びたということに関しましては、私の方から逆に本当に申しわけなかったということで謝りたいと思っております。

それから、水道料金の改定のご関係でございますけれども、盛り込み済みという藤原議員の御指摘でございますが、先ほど申し上げましたように、いろいろな形で、地震対策とか、そういうものとの今後の将来計画ももう一回立て直すべきときに来ているのかなという思いもします。ですから、それに関してどれだけの費用がかかるのか、恐らくこれから10年先、あるいはもうちょっと先ぐらまで、長期計画を立てる必要があるのではないかと思います。その中で料金のことも算定するべきではないかと思っておりますので、改めてその辺のことも考えていきたいと思っております。

それから、管理者のご関係でございますけれども、これは私が提案したことございまして、これをやめるつもりはございません。

以上です。

○議長（石橋源一）

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。

再開は11時35分となります。

午前11時21分 休憩

---

午前11時35分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

20番小嶋廣司議員の登壇を許します。小嶋議員。

（20番 小嶋廣司議員登壇）

○20番（小嶋廣司議員）

私の質問は、TPP参加についてであります。

いわゆる環太平洋経済連携協定について参加することを意思表示されましたので、その後いろいろな書類を見ながら検討してまいりましたが、あと市長に対する質問は今回で機会

は終わることになると思いますので、議会が開かれなければあなたには質問できません。しょう、そういうことで質問いたします。

私は卒業以来、農業にずっと携わってきて、外を見たことがありません。要するに「井の中のカワズ」であったかもしれません。しかし、このような場に立たせていただき、それを勧めてくれた我が同士の農家の皆さんの、この TPP を発効されたことによって受ける心情をお話し申し上げ、この TPP の持つ意味がいかに重大であるか、そして私たち生産者にとってどれほどの苦痛のものであるか、我が国においての存亡をかけるほどの問題であると私は認識しております。その点にかんがみ、農業と TPP の関係についてお伺いするわけです。

TPP は菅首相が昨年 10 月の所信表明演説で突然打ち出したもので、十分な議論がなされぬままに、ことしの 6 月をめどに交渉参加の結論を出すというものであります。本市でも昨年第 4 回定例会で取り上げられ、市長が見解を求められました。特に第 1 次産業においては壊滅的な打撃を与えると思うのでありますが、昨年第 4 回の定例会での答弁に変わりはないかということでお伺いするわけです。

2 点目は、医療や郵政、金融、労働などの分野への影響についてはどうなのかということでもあります。

皆さん御存じのように、TPP は環太平洋経済政策協定と言いまして、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、ペルー、シンガポール、マレーシア、ベトナムといったような国が現在参加いたしております。そこに突然、菅首相が日本でも参加するというようなお話をされましたわけです。国内総生産に占める農業の割合は、わずか 10% に満たないと思います。なぜならば、我々は自由に選択できない、そういう立場にあるんです。毎日毎日、朝から晩まで、おてんとう様にお尻を向けながら一生懸命野菜をつくったり、皆さんに喜んでいただくようにと安全な作物の生産という非常に地味な、そして苦しい作業であります。振り返ってみますと、今までの政府の政策の中で、そのときどきに振り回されてきた我々農業者が、今回はさらなる厳しい試練の中に、大海の中に、放り出されるわけです。行くこともできない、そこにしがみついて生きていかなければならない我々は、自分の職を全うすることはできるかもしれませんが、何といっても展望の開けないこの農政の中で生きていかなければならないのです。

そんなわけで、まず市長の前回の答弁について何うわけです。市長は、TPP への参加には従来の国の農業政策において食料の自給率、農業生産の維持向上、食料の安定供給と安全・安心確保を図るといふ国の方針との調整は相当困難ではないかという見解を前回は示しておられました。

また、質問の 2 であります。医療や郵政、金融、労働などの分野への影響についてはどうとらえているのか。恐らく、この TPP が発効されると、医療の面でも保険適用にならないような、あるいは自由化がされまして、いろいろと経費もかかってくることでありますし、また郵政につきましては金融の緩和と、なしくずしの緩和の中で、医療も金融も郵政も、また労働も、解禁になりますと労働者が安い賃金で入ってくることは間違いのない事実だと思っております。そうした場合、日本の国土の、また我々の生活が混乱してくるのは、社会が混乱してくるのは、目に見える事実であります。この点についても、まず第 1 回の質問として市長の答弁をお願いいたす次第であります。よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長 (菊地健次郎)

小嶋議員の御質問にお答え申し上げます。

TPP についての御質問でございますが、1 点目の農業と 2 点目のその他の産業分野への TPP の影響については、関連いたしますので一括でお答えさせていただきたいと思います。

TPP への見解につきましては、さきの平成 22 年第 4 回定例会一般質問におきまして柳原議員に答弁いたしましたとおり、TPP 参加への是非は国が農業対策の方針を定め、関係者の安心を引き出すことが前提であることに現在も変わってはおりません。

TPP は、その大きな特徴としまして、原則としてすべての品目の関税を撤廃し、物品だけではなく、幅広い分野での包括的協定で、高いレベルでの経済連携を目指しております。昨年 11 月に閣議決定した包括的経済連携に関する基本方針の中で、TPP については、その情報収集を進めながら対応していく必要があります。国内の環境整備を早急に進めるとともに関係国との協議を開始するという方針を掲げております。一方、参加することにより、米を初めとする国内の農産物の生産が壊滅的な影響を受けると農林水産省が試算をしていることから、特に農業関係者に大きな不安や動揺の声が上がっております。このことから、政府は、昨年 11 月に経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や農業・農村の振興を両立させ、持続可能な力強い農業を育てるため、内閣に食と農林漁業の再生推進本部と同実現会議を立ち上げ、本年の 6 月をめどに農業の競争力向上に向けた農業改革の基本方針を策定し、その後に参加への是非について検討するとして、交渉参加の表明は見送られております。私は、日本の国益には自由貿易が望ましいとは考えますが、輸出関連でのメリットとは逆に輸入品が安く出回ることにより、特に日本の農業が圧迫されることから、6 月に策定される国の農業対策の基本方針が農家をどのように救っていくのか、また農業関係者への安心につながるのかが TPP 参加への最低条件となると考えております。

また、その他の産業、医療や郵政、金融、労働などの分野の TPP 参加による影響につきましては、分野ごとの影響度合いの試算が公表されていないことから判断はできませんが、いずれにいたしましても、各産業の関係者等との十分な議論、協議、対策が必要であり、合意なしでの TPP への参加は慎重にとらえるべきだと考えております。

以上でございます。

○議長 (石橋源一)

小嶋議員。

○20 番 (小嶋廣司議員)

合意なしの参加は慎重に考えるということでもありますけれども、そもそも TPP 参加というのは、これによって結局は自由貿易になってなになると思うんですけれども、枠組みを外してしまう、そしてやるということなんです、そう言ったのでは大変だから、農業を営む者にとっては、わずか 10%しかない、そして動くこともできない、あるいは農業だけでなく、これに対する国民の皆さんの安全と安心を担保することができない、だからそれによって、90%というのは農家の全生産の総合だと思えます。90%の壊滅は、今の状態でさえもそれしかない生産量なんです、これはやっぱり、今農協を挙げて、あるいは農家の人たちが挙げて反対運動をやっておりますけれども、6 月にやると言っても、もう進んでいるんですよ。そして、アメリカと結局 8 カ国、9 カ国ありますけれども、TPP の本当

の何はアメリカと日本の貿易自由化協定みたいなものだと思うんです。そのほかの工業製品についてもあると思いますけれども、工業とか……、これは2の方にするかな。

それで、やっぱり私も育ててもらったし、ここまで来て、みんなが苦しんでいる。今農家はどういうふうな状態になっているか、おわかりですか。今、米を例にとっても、減反が35%。それをつくって、売るときには60キロ8,700円、こんな安い状態なのに。それについての所得補償があるから、何ぼかいいかもしれないけれども。ところが、換算してみてください。1反歩8俵とって、何ぼになりますか。そして、今、機械の方は、トラクターだって何だって、なんだかんだやったって、1,000万円近くかかるんです。規模拡大やれと言いましても、日本の国は山あい小さくへばりついたりなんだりしている土地で、起伏の多いところで、とてもじゃないが、やれるものじゃないんです。太刀打ちなんかできません。30町歩つくっているある農家がありましたけれども、それも採算とれないということで赤字経営です。規模拡大したって生産性は上がりません。そういうふうな政策の中で、我々でも、国民の、市民の皆さんの安全と安心を守るためと思って一生懸命やっているんですが、やればやるほど赤字がたまる。どこからか持ってこなければならぬ。でも、売るのがあればいいけれども、田んぼだって売れない、畑だって売れない。そういう状態なんですから、私はやっぱりこれへの参加は反対です。ですから、市長も少し考えていただければなと思うんです。

これだけではないから、いろいろな面での、今度次に移りますけれども、医療や郵政、これらだって、そこまで自由競争の緩和の中に入ってきて、攻めに入っているんですから、その辺をどうとらえているのか、もう一度御回答、意見がありましたら、お願いします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

小嶋議員の再質問でございますけれども、本当にずっと長年にわたって農業に携わってきたの苦しみというものをいろいろ吐露されたわけでございますけれども、実態として本当に自分自身が恐らく実感した上でのそういう御発言になったのではないかなと思っております。

日本にとりまして自由貿易というのは、今までも日本の経済上、必要なものだということではだれしも認めるところではないかと思っております。それが恐らくTPPに一気に、一気に呵成に行くということではなくて、本当言うと、韓国がやったようにFTAという形もあるわけございまして、その上のEPAというのもありますし、TPPというのは一番の、すべてが関税撤廃というものにつながっていくものではないかと私は思います。韓国自体はヨーロッパとのFTAとかアメリカとのFTAとか、あれは大統領が決断したということでございますけれども、日本の現状を考えますと、先ほど申し上げましたように、農業者に対してどれだけ配慮すべきか、ちゃんとした見通しを立てた上で私はやった方がよかったのではないかという気もいたします。

分野別にちょっとだけお話ししますと、医療分野では、今後診療制度の流入によって国民皆保険制度の崩壊というようなことも懸念されるわけですし、また郵政分野では、外国への郵便貯金とか簡保資金の外国への流出が懸念されるということもありますし、金融分野ですと、金融自由化による外国製の金融商品の流入による個人預金率の低下なども懸念される。それから、外国からの安い労働力の流入による失業率の上昇や労働賃金の引き下げも労働分野では懸念されるということで、多方面にわたる産業分野の考察、その辺のことも視野に入れないとTPPというのはなかなか大変なことではないかと思っております。

まるっきり反対ですと声を上げる、なかなかそういうところまではいきませんけれども、やっぱりその辺を視野に入れて……。6月というのはちょっと難しいのではないかという思いもいたします。これは政府のやることでございますから、各地から反対の声を上げろということもあるわけでございますけれども、あるいは各議会等でも反対の声を上げておるわけでございますけれども、いろいろなことをクリアした上での段階的な TPP に向けての流れをつくっていくべきではないかと思っております。自由貿易立国ということは日本がこれからも果たさなければならぬことだと思いますので、その辺のことも配慮しながら考えていくべきではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

小嶋議員。

○20 番（小嶋廣司議員）

今、市長の方から 2 番目についても、医療、郵政、金融、労働、いずれにしても相当自由化してきますと入ってくるということは理解されておるようでございますので、その辺で私も理解はできますけれども、やっぱりこの 6 月というこの話を聞いたときに、細川内閣のときに夜中にありましたね、我々国民の寝ているうちにちゃんと協定を結んで、何が何かわからないうちに始まった、10 年間の間をおいて、順次貿易の枠を外していくという、あのときは状態でした。そのとき、やっぱり我々も相当なショックを受けましたし、それから減反なんかも強化されてきた。そんな事実があります。ですから、これも一遍総理として話をした以上は、ある程度、外側でなっているのではないかと素朴な疑問を受けるわけなんです。だからこそ、みんな、国内の産業でも何でも、反対運動をしてやっている。特に農業というのは、そういう面で前の方に立たされているから、そういう経験を受けているから、なおのこと国民的な運動にしたいというふうになったのではないか。そういうことを考えると、私も反対です。

そして、自由化はいいけれども、韓国なんかもあっちこっち土地を買って、中国でもそうだし、そういう人たちがピンポイントに重要なところを買っている。そういう動きがあることは御存じだと思います。ですから、その辺はやっぱり、人が住めば、あそこにおかしなものがあると認識できますけれども、山だの沢だの山村なんかに行った場合には、そういう人もいないということで、やっぱり国の守りの中からも、それは……。反対の表明をしなさいと言ったって、市長も立場上そうもいかないだろうし、皆、大きな視野に立って、6 月までの間にでも、しかるべき考えを表明いただきたいと、こう思います。終わります。

○議長（石橋源一）

答弁はよろしいですか。では、市長に答弁を求めますか。

○20 番（小嶋廣司議員）

求めます。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

農業分野に関しましては、農業の関係ですけれども、23年度予算に、御存じだと思いますけれども、多賀城の土壌がどういう作物をつくるのに適しているかなど、そういう分析もする予算もかけております。私自身、市長として多賀城の農業を全く捨て去るわけにはいかない。これからも仙台近郊にある立地を生かして、作物をどういうふうに繁栄させるかということに力点を置いていきたいのは、恐らく小嶋議員もおわかりだと思っております。私の口から全く反対ですという声だけはなかなか言えないと私自身考えますし、先ほども申し上げましたように、日本の国というのは貿易をやらないと食っていけないという事情、島国という置かれた立場から考えますと、貿易なしには生きていけない国だというのはおわかりだと思えます。

ですから、何回も言いますように、農業分野の方々にとって被害のないような形がどういう形がいいのかということをご政府で早急に考えてくれるものだと思っておりますので、まずそれを見ながらということにしたいと思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石橋源一）

ここでお昼の休憩に入ります。

再開は午後1時です。

午後0時05分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

4番伏谷修一議員の登壇を許します。伏谷議員。

（4番 伏谷修一議員登壇）

○4番（伏谷修一議員）

通告どおり1点、持続可能な自治体経営の新たな指針とプランニングについて御質問いたします。

本市における地方財政健全化の方策の一つには、自治体のポテンシャルを最大限に活用することが重要であるという観点から、農地の利活用を図り、自主財源の確保に着手したと認識しているが、次の視点から伺います。

1、平成23年度の施政方針並びに予算案説明要旨からは工業団地化構想の意気込みが全く感じられないが、余計な心配であるか。

2、10年後の後継者問題などから考慮した農地政策であれば、新たな指針（オーダーメイド方式）を受け身でなく新たな手法として2段、3段構えで地権者へ示すべきではないか。

3点目、昨今の経済状況をかんがみ、持続可能な自治体経営を目指すのであれば、工業団地化以外の活用方法をプランニングすべきではないかと考えるが、いかがか。

以上、三つのポイントから伺うものであります。

多賀城には興農実行組合が16あると伺っています。この興農実行組合というのは、農地の利活用のあり方、それから1年間どういうものをつくっていくかという作付の面積の交渉、そういったものを円滑に進めるための協議会かなというふうに認識しております。この八幡地区には四つの興農実行組合の組織がございます。八幡下一、八幡下二、八幡上、沖区、この四つがございます。1月下旬から2月上旬に、私はこの四つの総会にお招きをいただいて出席してまいりました。中でやはりいろいろな諸問題があるようでございまして、意見交換をしてきましたが、先ほど小嶋議員がおっしゃっておられましたTPPの問題、「あなた、どう考える」、いろいろ聞かれました。小嶋議員の見解は先ほど伺ったんですけれども、私もこれに対しては若干危惧するところがございます。中でも一番の要点は、JAがねられたのかなと。金融、保険、それから不動産、こういったところに圧力がかかってきたのかなと。そして、JAの歩み、本来である営農に力を入れなかった、それがここに来てこういうふうな大きな問題になってきたのかなというふうに先ほど小嶋議員のお話を聞いて、私なりに思ってみました。

また、戸別所得補償、この件に関しましても、この前の新聞にも載っていましたが、全体で3,440円、この補償金額が決まったということでございます。しかしながら、小嶋議員の言葉をかりれば、米の買い上げ単価は安くなっている、この戸別補償をもらっても実際いかがなものかということでございます。そして、ことし米の単価が安いということは、3カ年の中の平均値が基本ベースになるということから考えれば、次年度はますますその平均値が下がっていくのかなと。買い上げ単価が補償がその部分がどうなるのかという不安がよぎったわけでございます。

また、先ほどおっしゃっておりました藤原議員の一本柳のこの財源、交付税措置がなかなかうまくいかなければ、たかだか二、三億円でこれだけのリスクを負っているのかというふうなお話がございました。確かに、それはそれでございます。しかしながら、いろいろなポイントとして私が考えるには、菊地市長はこの持続経営可能な工業団地化構想、この視点を10年後、20年後の後継者問題、農地の利活用問題、それとやはり昨今非常に経済状況が悪化しておりまして、それに対する雇用の問題、この二つの問題が一番のポイントとして、これに取り組んでいくんだという確固たる思いがあったかのように思っております。しかしながら、経済状況がということであれば、2段、3段構えという部分、これは何かと申し上げますと、例えば市街化区域に絶対してしまうんだと、そしてここに宅地なり……、かなり難しい話なんですけれども、そういったことをもくろんでいくべきではないか、そういった市長の強いリーダーシップ、それに伴って職員の方が英知を振り絞って頑張るのかなと。

一番の今回の質問の要点は、なかなかその辺のところ、市長のリーダーシップが見られないというところ、一生懸命やっているのはわかりますけれども、なかなか感じ取れない、そこが一番の私の問題提起であったわけでございます。

私の家は小売業を営んでおりまして、先般、セントラル自動車で富谷に引っ越してきた方が塩竈のお酒、焼酎を買いにということいろいろ探していたみたいです。富谷、利府、そして多賀城に着いたと。いろいろお話を聞いてみると、会社の方のいろいろな宅地、お住まいという部分からは富谷ということで決めたんですけども、利府、多賀城に来てみると、すごくいい環境で、いいところだねというお話を聞きました。たしか以前、そういった意味で多賀城の宅地もセントラル自動車とかそれに付随したいろいろな企業の方々にこの土地の魅力をお紹介していたということは何っています。実際、あの一本柳、六貫田、あそこの地区にもし方が一宅地ができるのであれば、それは相当住みよい、そういう立地になることは間違いありません。しかしながら、今の現況、それが果たしてできるかというところ、エクスキューズがいっぱいありますけれども、そういった方向性も一つ考えてみるのも方策の一つに入れていくべきではないかと思っております。



そして、2点目、ほかのプランニングということでございますが、そういった話も踏まえますと、育英学園、それから学院大学工学部と、多賀城市は学園都市としてもその位置づけは高いと思います。一本柳の間には八幡小学校が、それから育英の秀光学園、この学校がでございます。今、仙台市が土地整備審議会の中で、仙台市にはもう宅地は要らないというような表現をしているそうでございます。なぜならば、仙台圏の中で宅地開発されたところは高齢化が進んで、例えば八木山、小松島、そういうところでは、高齢者世帯が多くて、今後の問題がいろいろ多様化されているというところが一つあります。泉区、それから太白区もそうなんですけれども、どんどん山の開発をして、そちらのところに宅地が進むにつれてドーナツ化現象が起こり、仙台の中心の空洞化がなされているということになります。そこから察すれば、2点目としては、ここに学園都市の位置づけを高めていってはいかがかというところが提案でございます。

仙台圏、半径2キロくらいには、昭和40年代ころ、今のアイリスオーヤマになる前には三島学園、それから東急ホテルの前には朴沢、今名前は変わっておりますが、それからSS30のところには宮城学院、電力の本社があるところには白百合学園、今の森ビルができましたところには東北学院高校、そういった中心地には高校がいっぱいありました。その時代は、中心は中心なり、一番丁なんかでは、当時の言葉で言いますと「バンカケ」なんていう言葉も、これはその高校生たちの間の交流がそういう言葉を生む、いっぱい人がいたから生まれた言葉であります。それだけ中心地にはいっぱい高校生、大学生、仙台にはいました。逆に、仙台としては今ごろ危惧して、学院大の工学部、ぜひ東北大の跡地に来てくれないかとか、商工会議所がそういう話をしているみたいですけども、元来その辺の着目点で考えれば、先ほど相澤議員がおっしゃってございました中心市街地の活性、これには確かに八幡地区、そういったところのモチベーションを高くしていく必要があります。中でも一番大切なのは、どういう人がどれだけここに来て、そういうことを楽しめるか、使うか、そういうことがまず前提になければならないと思います。そういった意味では、高校の誘致というのも非常に魅力あることではないでしょうか。

例えば、今、仙台、先ほど申し上げました半径2キロ圏内には、小田原に常磐木学園があります。話に伺いますと、用地的なところで規模が狭いという話も聞いています。そういったところ、いろいろチャンネルを豊かにして情報を収集して、そこに向けて何か2段、3段構えで方策を持っていくのも、これも責務ではないかと感じております。

まだまだ申し述べたいことはあるんですけども、まず最初の質問はこのくらいにしておきたいと思います。しかしながら、市長が恐らく最後に私の質問に対して答えることは、「現在の経済状況にかんがみ肅々と進めてまいりますので、議員各位におかれましては御理解のほどよろしく申し上げます」という言葉は全く期待しておりませんので、何か新しい意気込みをあらわしていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

伏谷議員の御質問にお答え申し上げます。

元気にということだったので、元気に答弁したいと思います。通告に従いまして、順次答弁させていただきたいと思います。

工業団地化事業の意気込みが感じられないとの御指摘をいただいたわけでございますけれども、決してそのようなことはございません。私が皆様からの数多くの御支援、また御審議をちょうだいいたしまして、昨年8月に再選させていただいた折、今後4年間の市政運営の基本方針を述べさせていただきました。その際、活気と活力に満ちあふれた地域産業の振興を実現するためには、企業を誘致し雇用を創出することが最も有効な手段であり、その受皿としての工業団地化構想はぜひとも実現させなければならない施策の一つであるということ強く申し述べさせていただきました。また、今般策定いたしました第五次総合計画や本議会初日の施政方針においても明言しているとおり、工業団地化事業及びその大前提となる企業誘致、加えて関連施策としてのアクセス道路の整備や（仮称）多賀城インターチェンジの早期実現などは目下の最重要政策課題としているものでございます。さらには、新年度から企業誘致及び工業団地化事業の専属部署となる「企業立地支援室」を配置することとしております。私は、これまで以上に全力を傾注し、これらの事業に取り組む所存でございますので、伏谷議員を初め議員各位の格別なる御支援を改めてお願い申し上げます。

また、伏谷議員からは、工業団地化事業と農業政策との関係についても御指摘をちょうだいいたしました。農業は食糧生産のみならず、自然環境の保全、文化の継承等、さまざまな役割を有しております。このため、農業と農地を守り、農業生産の持続的発展を図ることは工業団地化構想と並ぶ重要な政策であると認識しております。したがって、工業団地化事業とは別個の施策となりますが、農業に対する次世代の担い手の皆様が農業に対する希望を明るく豊かなものとしてとらえることができるように、農作物の生産から販売までの一貫した農業経営の仕組みを構築し、今後とも意欲的な取り組みが促進されるよう尽力してまいります。

次に、工業団地の造成に際してオーダーメイド方式以外の手法をとることでございますが、現下の経済情勢を勘案しますと、造成地が売れ残り投下資本が回収されないというリスクを回避するためには、これが最も有効な手段であると考えております。そのため、オーダーメイド方式以外の手法を選択することは考えておりません。

また、工業団地化以外の活用方法をとのことでございますが、昨年5月に一本柳地区について仙塩広域都市計画の見直しが行われました。この見直しは、将来の市街化調整区域から市街化区域への編入を担保するもので、その土地利用の用途については工業系の用途を想定したものとなっております。したがって、当該計画に基づき一本柳地区における工業団地化事業の早期実現に向け、より一層積極的な企業誘致施策を推進し、進出企業が決まり次第、直ちに造成工事に着手できるよう諸条件の整備に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

伏谷議員。

○4番（伏谷修一議員）

市長にとって工業団地化構想は恐らく、中心市街地の活性と伴って、これはみんなに与えた命題なのかなと。職員皆さんに与えた命題なのかなと。この命題をどういうふうにとらえていくかということに関しましては、職員の気持ちも一体化にならないと、なかなかここまで進んでいかないのかなと。そのためには、先ほども申し上げたとおり、リーダーシップが必要なのかなと。絶対的な権力を持つリーダーではなくて、ちょっと半歩先行く

リーダーくらいの、そういった感覚だと、後ろにいる人たちの考え方がよく見えてくるのかなと。そういったものを私は市長にすごく期待するところであります。

そして、繰り返しになりますが、農業政策ということが、ここに関しては表裏一体になっていると。そして、いろいろ農業を見てみますと、例えば耕作放棄地なんていうのは、この前ある新聞で見たら、3,860 平方キロメートルでしたか、多分、埼玉県くらいに広がっていると。耕作放棄地がそんなに広がっていく中で、先ほどの小嶋議員のお話にもありましたが、山間部とかそういうところでは、なかなか機械を入れてやることも難しいし、大きな枠でやることはできない。でも、多賀城の場合は、区切りをしてしまうと、そのところでやれることはやれるのかなと。戸別所得補償制度の前には集落営農、大きな固まりでやっていけば、これが企業になって、ここの収益は上がっていくと。その展開から逆にここに頑張れというふうな、そういうシフト。国のやり方というのもなかなか、どういうふうにとらえていいかわからないというのが農業従事者の方々のお話でございます。そういった中で、「10 年後、20 年後、どうなっかわかんねや」と言う方々の中には、「市長は何とかしてけんだべな」というふうな強い思いもあるようでございます。

この前行った総会の意見交換会の場合では、一番危惧されているところは、「もう決まったのか」というふうに思っている方がいます。もう 24 年くらいにはそういうことになるんだと思っている方もいるみたいです。というのは、一、二回のそういった説明会だけでは工業団地化構想をこういうふうにしていくんだよということは、もうイコールで考えている方もいるのかなと。そういった方々からも質問があるわけでございます。そして、何の会社が来る。何か知らないですけども、どこから情報を聞いたかわからないですけども、具体的な会社の名前までその方はおっしゃってございました。こういうふうな全然出してもいないような情報が、一つのキーワードによって、みんながその言葉を信用するということになってくるのかなと。そういったところで、回数の問題でもないんでしょうけれども、逐一説明、進捗状況というのは、オーダーメイド方式でやるんだということだけではなくて、説明をしていくことも必要なのかなと。そして、互いに共通認識を余り温度差のないようなところに持っていかなければならないのかなというふうなことをこの前強く感じました。

本来であれば、このような趣旨の質問をする考えは全然なかったんですけども、先ほど申し上げた施政方針の中の要旨の中で 2 行で終わっていたので、この辺のところ、ちょっとどうなのかなというふうなところで質問したわけでございます。

雇用の創出も含め、10 年後、20 年後の農業のあり方を考えた上でという見地で、ぜひ八幡一本柳地区、六貫田地区、花の木あたりまでのあの面積のことを考えていくことが必要なのかなと思いましたので、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

伏谷議員からさまざまな将来性までを考えて、いろいろ質問をいただきました。将来の見通し等も考えながらということで、当然、最初に伏谷議員おっしゃったように、農業の問題というのはまず最初に考えなければいけない問題だと思います。先ほども小嶋議員にお話ししたとおり、23 年度には多賀城の土壌がどういうものをつくったらいいか、その辺を考えるようにいろいろと予算組みもして、何を作付したらいいのか、その辺のことも視野に入れながら遠い将来までのことを考えなくてはいけないだろうと思いますし、JA の方々にも、今までの農業のあり方、要するに JA は JA で、お金のこと、あるいは農業でないこ

とにずっと JA の方向性が行ってしまったのかなど。さつき営農に力を入れてこなかったのが実態ではないかということ、伏谷議員おっしゃっていましたが、私もそのとおりだと思えます。だから、多賀城で何をつくったらいいのかということを JA で今まで示してくれたことはないですね。ですから、そういうものはっきり言って JA 仙台の組合長には私お話ししているんです。今後はやっぱり多賀城で何をつくったらもうかるのかということもあなたたち自体がある程度の方向性を決めてもらわないとまずいのではないかと思います。ですから、その辺のことも視野に入れながら TPP の問題とあわせて考えていかなければいけないのではないかと思います。

また、職員と一体化しないとなかなか工場誘致はできないのではないかと思います。そのとおりだと思います。やっぱりもっともっと、私が先頭に立って言うだけではなくて、職員一人一人が今市長が何を考えているかということ、中心市街地と一緒に工場誘致も一生懸命やるんだということを職員一人一人がわかっていたかなければ一丸となった誘致はできないのかなという思いもいたします。

その辺のことも方向転換しながら考えていきたいと思えますし、当然、将来的には雇用創出ということも、例えばソニー、今あるソニーです、今全体で約 2,000 人くらいが多賀城の工場に働いています。3 分の 1 は多賀城の市民ですね。ですから、あれだけの企業が来るとことは……、ソニークラスの企業が来るとはなかなか思えませんけれども、工場誘致というのはそれだけの波及効果が必ず将来性も出てくるんだと。40 年、50 年先もいていただければ、ソニーはもう 50 年以上になるわけでございますけれども、ずっとそれなりの効果があるわけございまして。私は絶対雇用創出の方も果たし得るのではないかと思います。

また、地権者の方には逐一、後で議員の皆様にも御説明するかと思えますけれども、埋蔵文化財の関係もどういうふうな状態になっているか、今それなりの結果が出てまいりましたので、包蔵地の問題等、その辺のことも議員の皆様また地権者の皆様方にも逐一報告しながら、これからこういう方向でやっていきますよということ、地権者の皆様にも議員の皆様にも一緒になって説明しながら進めてまいりたいと思っております。

大体そんなことでよろしいでしょうか。以上でございます。

○議長（石橋源一）

伏谷議員。

○4 番（伏谷修一議員）

最終的には、やはりあそこはどうかせにやあかんという感じではあると思うので、今の市長の意気込みを、JA も含めて各団体と協議をしていただいて、実現に向けて頑張っているだけだと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

次に、12 番中村善吉議員の登壇を許します。中村議員。

（12 番 中村善吉議員登壇）

○12 番（中村善吉議員）

私の質問は、本市の男女共同参画推進計画（以後「計画」）と家族制度についてであります。昨年末、計画案説明会の関連質問であります。その関連質問としては、平成 15 年第 3

回定例議会で男女共同参画とジェンダーフリー教育について、平成 20 年第 1 回定例議会で男女共同参画推進条例（以後「条例」）についてであります。今回で 3 回目であります。

平成 15 年 9 月第 3 回定例議会での一般質問の中で、平成 11 年男女共同参画基本法（以後「基本法」）が成立したが、基本法とは無縁の、国をも滅ぼす性差開放、ジェンダーフリー思想は、教育や行政に進入し、憂慮すべき状態にある。特に育児に憂慮すべきであると伺い、同時に本市では過激な性教育は行われていないことを確認しました。

平成 20 年 2 月第 1 回定例議会で条例については、男女の性差に善悪つけず女性の権利より母性・家庭を重視した第 2 次基本計画が平成 17 年末に閣議決定され、本市における条例策定への取り組みを質問しました。さらに、家庭尊重の理念に基づく千葉県市川市の条例の取り組み方を質問しました。御答弁は前向きでした。概要は、議会だより第 63 号を御参照していただければよろしいかと思ます。

ここで、基本法の意味する重要な関連事項を時系列的に整理しますと、次のようになります。

平成 8 年 7 月、男女共同参画ビジョン答申には、1、女性と男性が社会的・文化的に形成された性別、ジェンダーに縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会を目指すものであることが盛り込まれました。2、性別・ジェンダーに縛られずということはジェンダーフリーを目指すことであることが審議会で確認されました。

平成 9 年 3 月、新井康允著「脳の性差」ほかから男女の脳には大脳生理学的に生まれたときから性差があることが証明されている、したがって上記、男女の性差がないことを前提にした女性と男性が社会的・文化的に形成された性別云々の文言は否定された。

平成 11 年成立の基本法は、固定的な性別役割分担など既成の慣行・制度を否定している。

平成 14 年 11 月、国会質疑の中で、男女共同参画社会はジェンダーフリーを目指すものではないとの政府の公式答弁があった。しかし、多くの自治体や教育現場ではジェンダーフリーがひとり歩きをしている。

一方、国の基本計画は、基本法に基づき平成 12 年に第 1 次基本計画策定、5 年ごとに見直すことになっており、昨年 12 月末には第 3 次基本計画策定が閣議決定されましたが、政権交代して問題が多い内容になった。第 1 次基本計画は自民党政権下であったが、政府審議官の無知のため、男女を対立関係とし、国家を敵視し、家族や社会秩序を破壊するような情念にとらわれた文面のものであった。6 年前の第 2 次基本計画策定の際には、それら不適切な部分、例えばジェンダーフリーや過激な性教育など国民の常識に反している部分は、全部削除された。今回、政権交代下の第 3 次基本計画策定には、5 年前に削除されたものが復活していたり、逆によいことが削除されたりしている。詳細説明は省略しますが、基本的な考え方の根底には家族破壊のイデオロギーがあるとも言われています。

以上を背景に、昨年 12 月に多賀城市の計画案の説明がありましたので、その計画の目指す三つの方向のうち次の 2 点 6 問とほか 2 問を問うものであります。

まず、(1)「基本目標 I 人づくり (1)みんなで築こう」について。

ア、「①性別による偏見や固定的な考え方の存在に気づく」とはどういうことかでありますが、別の言葉ではジェンダーフリーかと理解されるが、いかがでしょうか。

イ、「性別による差別ではなく、区別ではないのか」であります。性別による差別は悪だから解放すべしとなりますが、いかがでしょうか。

ウ、「ジェンダー形成の功罪をどう評価するか」であります。ここでは従来の子育てを基盤にした、子供たちに男らしさ、女らしさを自覚させ、さらに社会生活に必要なルールを身につけさせる育児法の功罪であります。いかがでしょうか。

次に、(2)「基本目標Ⅲ 環境づくり (3)暴力のない環境をつくろう」について。

ア、「種々の暴力を起こさせる要因は何か」であります。近年になって、常識では考えられない、親による幼児の虐待や殺人、セクハラ、DV、性犯罪、そして性別に起因する暴力等が日常茶飯事に生じていますが、そのような行為は何が原因であるかを問うものであります。

イ、「暴力の根絶はどのように行われるか」であります。私の説明はここでは不要と考えます。

ウ、「計画の中で、子供たちのしつけはどのように行われるか」であります。ここでも説明は不要と考えます。

最後に、(3)我が国の家族制度とのかかわりについて。

ア、「計画と家族制度との関連性はあるか」であります。計画案「史都多賀城やさしさ共生プラン」を通読しても家族制度との関連性は感じられないが、いかがでしょうか。

イ、「計画の中に、先進地の家族尊重の理念はどのように生かされているか」であります。平成20年2月、第1回定例議会での一般質問、条例についての中で、家族尊重の理念に基づく千葉縣市川市の条例に注目して、「参考とすべき他自治体条例は」への御答弁で「近隣市町の条例についても今後参考にします」とあり、また昨年12月末、計画案の説明会の折、同市川市の条例の家族尊重の理念の導入についての質問に対して当局からは「同理念はすべて盛り込まれています」との御答弁がありましたので質問するものであります。基本法は、女性の社会進出を容易にし、男女共同の社会創造に寄与することには賛意を表するものであります。我が国特有の家族制度否定の傾向にあり、必ずしもよい法律とは言えないが、その欠点を、我が国の家族制度、家族尊重の理念を導入し、補完し、完全に計画していくことが大事であると考えます。

以上、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

中村議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の御質問でございますが、男女共同参画基本法が制定されてから10年以上が経過し、男女共同参画社会の理念が国民の中に大分浸透してきております。しかし、社会的性別すなわちジェンダーが性差別や性別による固定的役割分担意識につながっている点はまだあることも事実でございます。「男のくせに」とか「女だてらに」といった性別による偏見や、「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方は、多様な生き方を拒む原因の一つになっております。一方で、性差を否定したり、男らしさ、女らしさ、男女の区別をなくしていくことは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものでは決してありません。このため、ジェンダーについて正しく理解され、家庭、学校、地域、職場などにおいて存在

する性差別や性別による固定的役割分担意識に気づき、そしてさまざまな場面で学び、意識を変えていけるように、計画を推進していきたいと考えております。

次に、第2点目の暴力のない環境をつくろうについてと第3点目の我が国の家族制度とのかかわりについての御質問については、一括してお答えいたします。

種々の暴力を起こさせる要因はさまざまであると思われませんが、いずれにしましても、重大な人権侵害である暴力行為は絶対に許されるものではありません。一人一人が暴力を許さないという意識を持つことが何よりも大切であり、そのためにも相手を尊重する心をはぐくむことが必要であると思います。

中村議員の御質問のとおり、基本計画では基本目標3の環境づくりの(3)に暴力のない環境をつくることについて掲げておりますが、それ以前に、みんなを尊重する心をはぐくむ意識づくりが何より大切なのではないかという考えから、そのことを基本目標の1に掲げて推進することとしております。

そして、そのような意識づくりは、社会の最小単位である家族・家庭の中でしっかりと学んでいくことが基本であると考えますことから、そうした環境が醸成できるよう啓発活動を推進していきたいと考えております。

最後に、計画を策定するときに先進地の理念はどのように生かされているかについての御質問ですが、いろいろな自治体の計画も参考にしながら計画策定に当たってまいりました。その上で、市民の皆さんとともに考え、市民の言葉でつくってきた内容となっておりますことを御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

最初の(1)の方ですけれども、どうも今までの我々の考え方ですと、区別と差別をどうも混同しているようだと、私はそう思います。区別と差別は全然違うので、区別となると、その人間の尊重がまず先に来るのではないかなど。男女共同参画法で取り上げるのは差別の方、悪として悪い面を強調しているような感じがしますので、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

それから、暴力の根絶、暴力を発生させるのは何から来るのかと。ただ教育ではできないので、男女共同参画となると、どうも家族そのものが貧弱化していると。人間社会に必要なルールというものが家族から学んでくるし、学校ではその集大成みたいなものだと思うんですけれども、家族そのものが今貧弱になりまして、社会生活に必要なルールが子供たちに伝わっていかない、そういうところを私は危惧しているんですけれども、その面についてはいかがでしょうか。

それから、家族制度、やはり2番と3番はほとんど同じなんですけれども、家族そのものを大事にしていけないと子供たちは育っていかない。結局、道徳的な社会生活に必要なルール、それが育ってこない。それから、子供たちをしつけるのには父親、父権、それから母親の母性、その辺が重要になってくると思うんです。その辺のことに関してのお考えはいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の区別と差別はどう違うか。差別が悪い方にとらえているのではないかという話ですけども、男女の区別というのはおわかりだと思うんですけども、男女を差別する、これは悪いという考え方、それだけではないかと私は思うんですけども。

それから、2番目がちょっとわからなかったんですけども、暴力を発生させる……、家族の中で暴力を発生させる要因ですか。もう一回ちょっとそこだけ。

○12番（中村善吉議員）

社会における暴力行為、その他道徳的に反するような行為の発生があるんですけども、その要因はなんでしょうということですか。

○市長（菊地健次郎）

ちょっと私、質問に答えられ……。もうちょっと具体的に話してもらわないと。

○議長（石橋源一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

暴力行為、いじめ、その他、それから人道に反する行為が多々今起きている、その起こさせる要因は何か。私は、それは道徳的に悪いことである、それは社会ルールに反することだ、そういうことを子供たちに自覚させる教育ではないかと思っているんですけども、その辺のとらえ方はいかがでしょうかということですか。

○市長（菊地健次郎）

そのとおりですね。だと思います。

それから、3番目の家族そのものを大事にしていけないとというのは、そのとおりだと思います。以上です。

○議長（石橋源一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

何か大ざっぱな答弁でちょっととっつきにくいんですけども、私の質問が悪いのかもわかりません。ただ、ここで私が強調したいのは、社会生活に必要なルール、これは家族、家庭、それから地域社会であると。その辺の連携というんですか、コミュニケーションのとり方を密にしていけないといけない。そういう点が男女共同参画社会の計画をみますと、その辺が抜けている。私はそういうところを強調していただきたいなと思います。

例えば、性道徳、これは子宮頸がんの予防になりますけれども、子宮頸がんというのは性道徳の乱れから来ている。それから、小学校で少人数学級、そういうことから生まれますけれども、やはり家庭からのしつけの問題が影響しているのではないかなと、そういうことを私は考えているものでございます。



そういうことで、男女共同参画、非常にいいことなんですけれども、そういう社会生活に必要なルールを家族で教育できるような、そういうシステムを取り入れていただきたいと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長。ドクターの範疇にまで及ぶ部分等々がありますので、医学的な認識も問うているようでございますので、その辺をお持ちであればお答えいただければと。

○市長（菊地健次郎）

社会生活に必要なルールをつくるために家庭、地域、社会が一丸となる、これは当たり前ですね。当たり前ですし、今でも多賀城市ではそういうふうに、まず基本は家庭だということでございます。その家庭があって、地域があって、社会がある。だから家庭が一番基本になって、必要なルールを守っていこうじゃないかというのが根底にあるものだというふうに私自身も思いますし、今回の男女共同参画社会の中でもそのことはうたっているはずでございます。

それから、性道德の乱れから子宮頸がんということでございまして、そんなことは私はないと。子宮頸がん、これはまだ小さいときに、そういうふうなものがないように防止すべきだということで予防接種するわけでございますから、そのことは中村議員がおっしゃっていることは間違いであると私は思います。

以上です。

○議長（石橋源一）

いや、もう終わりです、中村議員。

それでは、次に18番昌浦泰己議員の登壇を許します。

（18番 昌浦泰己議員登壇）

○18番（昌浦泰己議員）

私は、平成3年9月17日、平成3年第3回市議会定例会で初めて一般質問を行ってからきょうで75回目になります。1期目は11回、2期目以降は毎回質問させていただき、気がつけばきょうで75という数を数えました。それでは、5期目、16回目の一般質問をさせていただきます。

私の質問は3点です。すべて市長の施政方針演説を拝聴させていただいて、その中で私が重点的に聞きたい事柄を今回は質問させていただきます。

まず最初は、一時預かり保育と病後児保育についてです。

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ、また保護者自身の急な病気など、さまざまな理由により家庭での保育が一時的に困難になるといった状況は多々あります。そのような折、一時的に保育するサービスが拡充されることは、保護者にとっては大きな福音であります。また、病後児保育は、病気の回復期にあるお子様を専用の保育室で看護師などの専門スタッフが預かるサービスで、これも子供が病気になった、でもどうしても仕事を休むことができない、そんな状況に急に陥った保護者にとっては頼りになるサービスです。その二つのサービスの拡充と実施を、保護者はもとより私自身も強く望むものです。

そこで、質問通告書の要旨に記入したとおり、市長は施政方針で一時預かり保育の拡充と病後児保育を実施する私立保育所への補助を行う旨を示されましたが、その具体策を伺います。

質問の2点目は、学力向上策についてです。

平成22年3月3日、平成22年第1回市議会定例会一般質問で私は、教育の現状と対策についてを質問いたしました。その中で私は、教職員経験者に正規教職員のアシスタントをお願いし教員の負担減を図る策は終わりかと当局に問いかけたところ、教育長からかなり前向きな回答を得ました。我が田に水を引くようなことで恐縮ですが、今回の学習環境支援員を小学校3、4年生を対象にして配置する事業への動機づけをさせていただいた感をひそかに私は持っており、大きな期待を寄せるものです。具体的にはどのようなものか、ぜひ知りたいと思います。

次に、これも同じく平成22年3月3日、平成22年第1回市議会定例会一般質問で私は、教育の現状と対策の質問の中で、「七・五・三教育」と言われて、小学校で7割、中学校で5割、高校で3割の児童・生徒が、授業内容を理解するがほかは理解できないという現状をどう打開するお考えかを問いました。余り満足するような回答は得られませんでした。

学力向上策を考えると、本市の児童・生徒は義務教育の内容をすべて理解して中学校を卒業するという完全履修は理想でしかないのかという思いにとらわれてしまいました。行き詰まった折は古今東西の格言に思考の方向性見出すことに私はしています。格言集を見ますと、二つの格言を見つけました。一つは理想についてです。理想は我々自身の内にある。イギリスの歴史家・評論家でビクトリア朝を代表する言論人だったスコットランド出身のトマス・カーライルは、理想についてそう述べております。理想とは、自分自身で見つけ、心の内に育てるものです。しかし、カーライルは理想の達成を妨げる障害も我々の内にあるとも言っております。怠惰や貪欲などがそれに当たると言えます。

私はトマス・カーライルの格言を知り、政治家たるものは理想に従って市政に参画していく気構えがないといけない、理想は私自身の内にあり、実現に向けて努力することが大事だと考えました。その気構えに欠けると、常に対応が後手になるおそれがあります。差し迫った問題を解決するにしても、未来像をどう描くかという視点は欠かせないと存じます。

私は、多賀城は教育で成り立つ市、教育立市を目指すことが大事と考えます。国益という言葉がありますが、市益という観点から、なぜ教育立市論を私が持つに至ったかをこれから論じてみたいと思います。

本市の持つ一大特徴は、既に過去の一般質問でも申し上げましたが、宮城県のほぼ中央に位置し、交通アクセスが非常によいことです。国道45号が市を縦断し、三陸自動車道で東北自動車道に連絡ができ、鉄道は二つの線路があり、市内の駅から20分余りで仙台に通じ、仙台からは速い新幹線では首都東京に100分弱で到着できます。仙台空港や仙台新港へのアクセスも容易であります。このように、仙台や東京への交通利便性を本市は持っているのです。

現在、仙台北部中核団地において企業誘致が盛んになされています。企業や工場の誘致において最も考慮しなければならないのは、そこで働く人の家族、特に小中学生の教育の問題です。自分たち家族が居住する市の教育水準が高いかどうかは住居選定要件のトップ項目であると言っても過言ではありません。以前の一般質問で私は、宮城県の発展軸は仙石線沿線を含む海沿いから仙台市北部、黒川郡、大崎市に沿った国道4号沿いに動いたと指

摘いたしました。その流れは加速していて、仙石線沿線の人口動態も停滞ぎみである。本市の活力は新住民を呼び寄せることにかかわっているという思いを強く持つものです。

ゆえに、交通の利便性と小中学校の教育水準の高さが本市に居を構えるための選択の一番目にならなければならないと思うのです。

外国の実例を二つ取り上げたいと存じます。

一つ目は、ニューヨーク州のスカーズデール村です。この村は、ニューヨーク市マンハッタンから北方約 20 キロの距離に位置する閑静な住宅地です。グランドセントラル駅からハーレムラインの電車ではほぼ 35 分、その豊かな環境と教育水準の高さは全米でも有数な学区として知られています。アメリカは自治体と学区が一致しない場合が多いので、教育水準の高さは全米でも有数な学区という表現になります。

教育予算は、わずかな連邦及び州政府の補助とスカーズデール村の固定資産税相当額が当てられます。教育委員会独自で教員を採用し、教師の方も斬新な教育プログラムを実施することができ、その給料も恵まれています。すばらしい教育環境を求めてこの村に転入してくる住民も多く、学齢期の児童・生徒のうち 90%以上が村内の公立学校に通っています。

スカーズデール村は数々の著名人を輩出しております。名前等は割愛させていただきますが、米国副大統領のほか、ノーベル賞受章者、大学の学長、大企業の社長、サッカーや芸術家など、この村の出身者がさまざまな分野の第一線で活躍しているのです。

すばらしい教育環境を求めてこの村に転入してくる人たちは、スカーズデール村に多額の納税をしています。それが村の財政に大きく寄与し、教育への予算が生み出されているのです。

もう一つは、フィンランドの教育事情です。今ここにおられる方のほとんどは携帯電話をお持ちだと存じます。この携帯電話のシェア世界第一の会社はノキアです。ノキアはフィンランドの電気通信機器メーカーです。

フィンランドは、ロシアからの独立間もないころはわずか 2%の人しか大学へ進学しなかったのですが、1960 年代には 15%以上となり、1990 年代には 50%を超えるようになりました。今やこの傾向は確固たるものになって、技術、工芸の分野で国際社会に大きなインパクトを与えています。

1991 年にこの国は金融危機となり、国は財政支出を削減しようとしていました。そのときの財務省が、これは組織の方の財務省です、財務省が削減策に猛反発し、大激論の末、教育への予算を減らさず、将来、教育の成果で税収がふえるだろうという予測をし、教育予算のみ削減をしない判断を国会はいたしました。教育に投資した成果として、携帯電話のシェア世界第一の会社にノキアは成長いたしました。

フィンランド教育の大方針は、常に国民が進歩向上することを最優先させています。そして、次のような目標を定めています。7 項目あります。1 は、情報社会。2、数学と自然科学を重視する教育。3、言語や国際的視点を重視する。4、教育の標準と質を高める。5、教育と実社会との協調に配慮する。6、新任、現職教員のトレーニングを重視する。7、生涯学習であります。

このフィンランド、最近の 2 大国際テストで世界のトップになっております。フィンランド政府自身がその理由を総合教育にありとして、次のように説明しています。ちょっとまた長いんですが、御紹介します。どんなところに住んでいても、また性別や経済的な事情、母国語の違いなどには関係なく、平等な教育を受けている。生徒は近くの学校に通う。教

育は全体として無料である。選んで教育するという教育ではなく、平等な総合教育である。中央が大綱を決め、地方が実行するという弾力的な行政である。すべてのレベルが相互に作用し合い、協力している。また、共通な理念を持っている。一人一人が向上するという方針に基づいて生徒を評価する。したがって、いわゆるテスト主義、点数主義でもなく、ランキングづけもしない。高い教員の資質、自主的な教員であることをもととしている。最後でございます。皆で社会を築いていこうという学習概念によっている。

外国の教育への取り組みの実例を二つ紹介いたしました。教育がもたらす恩恵は計り知れないものであることがわかります。国益ならぬ市益を考えると、市教育委員会は一念発起して、本市の児童・生徒は義務教育の内容をすべて理解して中学校を卒業する完全履修実現に取り組まれてはどうでしょうか。

冒頭、二つの格言を見つけましたと言いました。もう一つの格言を申し上げます。これは、オーストラリアの社会主義者であるマックス・アドラーは、教育についてこう述べております。教えることのできない子供というものはない。あるのは、子供たちにうまく教えられない学校と教師だけである。

学力向上策について質問通告書の要旨に記入した、(1) 新年度から学習環境支援員を小学校3・4年生を対象として配置する多賀城個別支援事業を実施するようですが、具体的にはどのようなものかお伺いします。

(2) 本市の児童・生徒は、義務教育の内容をすべて理解して中学校を卒業すべきと思います。完全履修は可能か伺います。

3点目は、教育環境の充実についてです。

勉学とスポーツをともに頑張る元気な子供、歴史と音楽に親しむ豊かな心を持った子供、そのような子供たちを育てる教育環境づくりを進めると市長は施政方針で述べられましたが、具体的に平成23年度においてどのようなこれに沿った施策を展開するのか、大いに興味のあるところです。また、その中でのスポーツにおいては、本市の特色を出す、言いかえれば、日本一の部活動に取り組むお考えはないのかをお聞きいたします。

多賀城中学校の男子駅伝チームは、今年度を含めて連続3回、全国中学校駅伝大会に県代表として出場しています。一昨年度は13位、昨年度は14位、今年度は41位という結果に終わりました。勝負は時の運という言葉があります。準備を整え試合に臨んでも、気候の激変や選手のコンディションの悪化などで成績は左右されます。しかし、どんな悪条件にも打ち勝つ持てる実力を発揮するには、常日ごろの練習しかありません。私は、連続3回、全国中学校駅伝大会に県代表として出場したという伝統を大事にしたいと考えます。本市には、高校駅伝屈指の強豪校、仙台育英学園が多賀城キャンパスを置いています。練習環境も悪いわけではありません。全国トップレベルの高校生と一緒に練習する環境が眼前にあるではありませんか。市が率先して多賀城中の駅伝に対する取り組みに何らかの助成策を講じるなら、来年度も県代表として、できれば男女とも出場して、全国中学校駅伝大会で優勝やそれに次ぐ成績を上げることができると思います。

そこで、通告書の要旨に書きました、(1) 市長は施政方針で勉学とスポーツをともに頑張る元気な子供、歴史と音楽に親しむ豊かな心を持った子供、そのような子供たちを育てる教育環境づくりを進めると明言されましたが、その具体策を伺います。

(2) スポーツに関して、多賀城中の駅伝に対する取り組みに何らかの助成策を講じるお考えはありますか。

市当局の御回答をいただきたく存じます。

○議長（石橋源一）

市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目は、一時預かり保育と病後児保育についての御質問でございますが、一時預かり保育につきましては、昨年4月から浮島保育所において1日の定員枠10名で実施しているところでございますが、現在、国の「安心こども基金」を活用して増改築を行っている大代保育園におきましても、当該保育事業の実施に向けた調整が整ったことから、本年4月から浮島保育所と同様に1日の定員枠10名で実施する運びとなっております。

一方、病後児保育につきましては、本年4月の開設に向け、現在、社会福祉法人宮城厚生福祉会において、大代保育園と同様に国の安心こども基金を活用して、下馬1丁目地内に下馬みどり保育園を建築中でございますが、保育園開設を機に病後児保育事業を実施したい旨の申し出がありましたことから、その実施に向けて調整を行った結果、1日の定員枠3名で実施する運びとなったものでございます。

市といたしましては、安心して子育てができる環境整備の一環として私立保育所で実施するこれらの事業に対して、宮城県の保育対策等促進事業費の補助制度を活用し、その費用の一部を助成することにより当該事業の安定的な継続を図り、保育サービスの充実と利用者の経済的負担の軽減につなげていきたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。続いての2点目の学力向上策についてと3点目の教育環境の充実についての御質問につきましては教育長から回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育委員会教育長 菊地昭吾登壇）

○教育委員会教育長（菊地昭吾）

学力向上策及び教育環境の充実の御質問については、私の方から御回答を申し上げます。

まず、学力向上策についての御質問でございますが、第1点目につきましては、これまでも学校規模や教員数に応じて、学級担任が中心となりチームティーチング担当の教員とともに算数や国語の教科指導に取り組み、個別支援の充実を図っているところでございます。しかし、小学校3、4年生を境に子供たちの学習理解度に差が生じる傾向にあることから、特に学習遅延傾向にある児童に配慮し、支援していくことが求められております。そのため、本市独自の事業として学習支援に焦点を当て、学習遅延傾向にある児童に対して担任教員と支援員が共同で学習意欲を伸ばし、学習理解が深まるよう支援してまいりたいと考えております。

具体的には、担任教員が学級全体の指導に当たる場合には、支援員が学習遅延傾向にある児童につき添う形で、あるいはその逆の形で、子供たちの指導に当たることを想定いたしております。

教科の履修については、学期ごと、もしくは年度末に、各学校から教育委員会に報告がありまして、本市において、いわゆる未履修の問題はございません。

また、義務教育の内容をすべて理解して卒業すべきとの御指摘につきましては、同じ思いを共有するものでありまして、今後とも教員の教科指導力の向上に努め、多賀城の子供たちが授業をよく理解し、楽しく学校生活を送ることができるように努めてまいりたいと考えております。

最後に、教育環境の充実についての御質問ですが、市長の施政方針に基づいて具体策を推進する教育委員会の立場からお答えを申し上げます。

市長の温めている文武両道の精神、また歴史や音楽を通した文化的素養や感性の育成は、教育委員会が求めている知育・徳育・体育そのものであります。

第1点目についてお答えいたします。

まず、勉学については、前問でお答えいたしました学習環境支援員をすべての小学校に配置するほか、新たに理科の授業において、担任教員及び児童の支援に当たる理科支援員を二つの小学校に配置してまいります。

また、これまでの3年間、市内7校で「学力向上サポートプログラム事業」を実施してまいりましたが、来年度は新たに「学力向上パワーアップ事業」の県指定を受けまして、家庭教育講演会の実施や学習の手引きを作成し、家庭での学習と学校の授業の充実を図り、児童・生徒の学力向上に向けて取り組んでまいります。

また、従来から取り組んでおります本市独自の「学校すくすくプラン」、いわゆる特別支援教育支援事業につきましても、引き続き実施してまいります。

次に、スポーツにつきましては、現在、屋内運動場やプールの改修などに取り組んでおり、児童・生徒が快適にスポーツができるよう今後も計画的に学校環境の整備に努めてまいりたいと思います。

次に、歴史につきましては、史都多賀城にふさわしい、多賀城を知り、多賀城を語れる児童・生徒の育成を市教育基本方針の重点に掲げ、教育活動を展開しているところです。具体的には、小学校の社会科副読本「わたしたちの多賀城」を編さんいたしましたので、社会科、総合的な学習の時間などに活用しているほか、埋蔵文化財調査センターや史遊館での歴史体験を通して、歴史に親しむ児童・生徒の育成を図っているところであります。

次に、音楽につきましては、小中学校において演奏会を行ったり、児童・生徒を文化センターでのリサイタルや演奏会に招待するなど、多様な音楽教育、情操教育に取り組んでおりますし、これからも進めていきたいと思っております。来年度からは新たに中学校楽器整備事業を実施し、情操豊かな子供たちの育成に、さらなる音楽教育、そしてまた環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

次に、第2点目につきましては、駅伝に限らず、毎年さまざまな部活動の子供たちがそれぞれの種目で活躍しております。今年度は多賀城中学校の弓道部、第二中学校の高飛び込み、高崎中学校の水泳部などが東北大会や全国大会に出場し、優秀な成績をおさめております。市としましては、このような部活動に対して規定に基づいた助成を行っているところであります。特定の部活動に対して規定以上の助成は今のところ考えておりませんので、御理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

私の質問はすべて施政方針にのっとっております。今後やっていくということなので、掘り下げた質問は余りしないことにしようということで、一時預かり保育と病後児保育に関しても具体例を挙げていただいたので、できればこれをさらに、例えば一時預かりですと1日定員20人になったんですけれども、これでよしとするかもうちょいなのかは現状を見ながら、もし必要とあらば1日の定数枠をふやしていただきたいと思います。また、病後児保育に関しては、看護師さん等がいらっやらないとなかなかできないので、3人という、おおむねこのような枠を確保していただいたということに感謝したいと思います。

それで1点目はよろしいんですけれども、2点目です。多賀城市は全体的にいろいろやっていただいているということは評価しておりますけれども、けれどもなんですよ。特に(2)の、教育長も同じ思いをもちいらっやるといってお話をされたんですけれども、六つの小学校、それぞれに特色、学校風土も違うかもしれませんが、全体的に底上げというものを常に念頭に置いて、学校長会議、特に小学校の校長先生とか中学校の校長先生とか、あと個別に、常日ごろから教育委員会と教育の現場というものが密接に話し合いをしていて、学力向上にどんどんと努力をしていただきたいと思います。これも要望にしておきたいと思います。余り具体的なことを言うてしまうとまた違うのでね。御回答である程度やっていらっやすることは理解した次第です。

それから、3でございます。教育環境の充実。それぞれ勉学あるいはスポーツ、それに音楽とか歴史、いろいろなプログラムを展開していらっやるとでございます。できれば、学校という範疇を超えてしまうのかもわからないんですけれども、要望にしておりますが、教育サイドとスポ少とかそういうところの指導者の方々と、もう少し、特に中学校に関しては連携をとったり、逆に言えば、スポ少で優秀な子を例えば今度進学する小学校の部活に入ってもらおうとか、そういうふうないろいろな連携を少し密にとっていただければ、スポーツに限らず、よくなるのではないかなと思うのでございます。その辺は具体的にどうされるかは、後で当局の方でお考えいただきたいと思いますと思うんですが。

さて、そのスポーツに関してです。確かに弓道というのは、県内は言うに及ばず東北でも、これだけ中学校に弓道場があって、盛んな市というのは恐らく多賀城くらいではないでしょうか。そのくらい多賀城の弓道というのは全国レベルにあると思っておりますけれども、私はそういう部活、あるいは文化部に関しても、全国大会でベスト4以上に入るくらいの部活動をどんどんとふやしていくのも、それはとりもなおさず3の(1)の方の結果がそうなるのではないかなと思うんです。おわかりですか。いわば、勉学とかスポーツ、それから歴史とか音楽に親しむその環境づくり、こういうのが整ったならば、やはり全国大会で上位の成績をおさめるような、いろいろな部とかが出てくるのではないかなと思うんです。

それで、なぜ私は多賀城中学校の駅伝にというふうにごだわって申し上げたかと言いますと、教育環境があって上位進出が望めるようなところには別枠で助成をすべきではないかなと思うんです。伝統と申し上げたけれども、3年連続で出るということは、もう伝統に近いんです。単発で1回、フロックで全国大会に出て、それで終わりというのとは違うんです。それだけスポーツにかかる多賀城中学校なり、その中学校のいろいろな条件があったからこそ、はっきり言って、これ駅伝部でもなければ陸上部の子もない段階でこれだけの当初の成績をずっと上げている。こういうときは近場に……、22年12月26日に仙台育英、男子が4位で女子3位ですよ、男女ともベスト4に入っているんです、こういう環境があ

るならば、その環境に即して、そこで練習をさせるとか、そういうことなんかをある程度助成してあげても私はいいと。特定の規定に基づいた補助だけにするなんていうのは、今からはそれは取っ払うべきではないですか。と私は思うんです。でも、まだそちらサイドでどうお考えかわからないので。

申しわけないですけども、3の(2)だけ、思いを御答弁いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育委員会教育長（菊地昭吾）

駅伝を日本一のというふうな先ほどお話ありましたが、子供たちの頑張りというのは非常に大きいものがあります。ただ、私立の学校ではないものですから、市ではある規定をつくって、そしてやっているということでもあります。これを見直すのか見直さないかということですが、多様な部活動あるいは種目ということがございますので、ここで即答、では水増しをしようとかそういうことはできませんので、今後どうあったらいいのか、全体的に見ていかななくてはならないと思います。

以上です。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

駅伝のことでちょっと例を挙げたいと思います。教育長、御存じでしょうか、兵庫県は西脇工業というのと報徳学園というのが、兵庫県を制するものは全国を制するというくらいに物すごく高レベルですけども、西脇工業というのは県立高校ですよ。私立のどのこのとおっしゃったけれども、僕誤解していたら悪いですけども。いわば公立校だって努力次第では何ほでも全国トップレベルになりますよ。仙台高校のバスケット、それから高校だけで言って申しわけないけれども能代工業のバスケットにしてもしかり、私学だ公立だというのと関係なく、多賀城のネームというものを全国的に知らしめるのだったら、スポーツが一番早いと私は思っているんです。だって、今までどうですか。こんなこと口がすべったわけではないけれども、言うけれども、多賀城で有名なのは何かといたら、・・・・・・・・・・・・・・・・そんなことだけしか有名になっていませんよ、このごろ。そういうのじゃなくて、多賀城市自体が全国的に何かしら知名度を上げるということは、やっぱりしてほしいと思います。これを言っても堂々めぐりになるから、私どもはそれだけ言っておきたいと思います。

以上です。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）



御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あすは午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後 2 時 23 分 延会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 2 月 24 日

議 長 石橋 源一

署名議員 伏谷 修一

同 米澤 まき子